

令和3年6月定例会 建設経済常任委員会記録

令和3年6月17日（木）

令和3年6月21日（月）

場所：鳥栖市議会 第3委員会室

目 次

令和3年6月17日（木）	5頁
令和3年6月21日（月）	87頁

令和3年6月定例会日程

日 次	月 日	摘 要
第1日	6月17日（木）	審査日程の決定 農林課審査 議案乙第17号、報告第2号 〔説明、質疑〕 商工振興課審査 議案乙第17号、報告第2、3号 〔説明、質疑〕 上下水道局審査 議案乙第18、19号、報告第4、5号 〔説明、質疑〕 建設課、維持管理課審査 議案乙第17号、報告第2号 〔説明、質疑〕 都市計画課審査 議案乙第17号、報告第2号 〔説明、質疑〕 国道・交通対策課審査 報告第2号 〔説明、質疑〕 所管事務調査 報告書のまとめ方について 〔説明、質疑〕
第2日	6月21日（月）	現地視察 市民公園（宿町） 議案審査 議案乙第17～19号 〔総括、採決〕

6 月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和3年6月17日付託]

議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号） [可決]

議案乙第18号令和3年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第1号） [可決]

議案乙第19号令和3年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第1号） [可決]

[令和3年6月21日 委員会議決]

2 報 告

報告第2号繰越明許費繰越計算書について

報告第3号繰越明許費繰越計算書について

報告第4号予算繰越計算書について

報告第5号予算繰越計算書について

令和3年6月17日（木）

1 出席委員氏名

委員長 松隈清之

副委員長 西依義規

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 内川隆則

委員 古賀和仁

委員 飛松妙子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 宮原信

商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長 古沢修

商工振興課長補佐兼商工観光労政係長 樋本太郎

商工振興課新産業集積エリア事業推進室長補佐兼新産業集積エリア事業推進係長 能富
繁和

商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係担
当係長 香月啓介

農林課長 森山信二

農林課長補佐兼農政係長 楠和久

農林課農村整備係長 中垣秀隆

上下水道局次長兼管理課長 古賀和数

上下水道局管理課長補佐兼総務係長 三橋秀成

上下水道局管理課業務係長 小柳洋介

上下水道局事業課長 日吉和裕

上下水道局事業課浄水場長 平塚俊範

上下水道局事業課長補佐兼水道事業係長 桑形伸

上下水道局事業課長補佐兼浄水・水質係長 松雪秀雄

上下水道局事業課下水道事業係長 古賀咲子

建設部長 福原茂

建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長 三澄洋文

建設課庶務住宅係長 安永伸也

建設課整備係長 立石佳照

建設課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長 杉本修吉

建設課スマートインターチェンジ推進室用地係長 江藤誠

建設部次長兼維持管理課長 大石泰之

維持管理課管理係長 斉藤了介

維持管理課維持係長 山下美知

都市計画課長 槇浩喜

都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長 本田一也

都市計画課庶務係長 佐藤臣久

都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長 木原智範

国道・交通対策課長 佐藤正己

国道・交通対策課長補佐兼道路・交通政策係長兼建設課庶務住宅係担当係長 増田義仁

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 赤司和広

5 日程

審査日程の決定

農林課審査

議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

報告第2号繰越明許費繰越計算書について

〔説明、質疑〕

商工振興課審査

議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

報告第2号繰越明許費繰越計算書について

報告第3号繰越明許費繰越計算書について

〔説明、質疑〕

上下水道局審査

議案乙第18号令和3年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第1号）

議案乙第19号令和3年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第1号）

報告第4号予算繰越計算書について

報告第5号予算繰越計算書について

〔説明、質疑〕

建設課、維持管理課審査

議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

報告第2号繰越明許費繰越計算書について

〔説明、質疑〕

都市計画課審査

議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

報告第2号繰越明許費繰越計算書について

〔説明、質疑〕

国道・交通対策課審査

報告第2号繰越明許費繰越計算書について

〔説明、質疑〕

所管事務調査

報告書のまとめ方について

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

農林課関係議案の審査を行います。

議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）及び報告第2号繰越明許費繰越計算書についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

森山信二農林課長

皆さん、おはようございます。

それでは、農林課関係分の説明を補正予算説明資料に沿いましてさせていただきます。

それでは、2ページのほうをお願いいたします。

一般会計歳入でございます。

款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金、補正額13万8,000円につきましては、経営所得安定対策等推進事業費補助金の県の内示の増額補正によるものでございます。

次に、歳出でございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目7米需給調整総合対策費、節18負担金、補助及び交付金、補正額13万8,000円につきましては、歳入と同じく県補助金の内示による増額によるものでございます。

その下の目8農業研修施設費、節12委託料、補正額200万円につきましては、ミニキャンプ場トイレ改修工事委託料となります。

次のページのほうに、主要事項説明書を添付させていただいております。

近年のキャンプブームによりまして、利用者の増加とトイレの老朽化に伴い、改修を行うものです。

主なものといたしましては、施設のくみ取り式から浄化槽へ処理を行い、和式大便器3台を洋式便器5台に増やし、多目的トイレをオストメイト対応で、ベビーシート設置を予定しております。

また、炊事場につきましては、既設の2基から6基への増設を考えております。

詳細につきましては、設計委託のほうで整理を行いたいと考えております。

次に、スケジュールでございますけれども、設計を今年度行い、令和4年度に改修工事を計画しております。

次に、4ページをお願いいたします。

繰越明許費による報告第2号でございます。

款6農林水産業費、項1農業費、事業名、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金、金額3,477万5,000円に対しまして、同額を繰り越すものです。

令和2年度の三次補正で、農業法人から農業用倉庫の建設計画がございましたが、令和3年度に完了見込みとなったためでございます。

その下の事業名、防災重点ため池整備事業、金額1,069万2,000円に対しまして、同額を繰り越すものでございます。

平田上ため池廃止工事を昨年11月に着手いたしまして、積雪や雨の影響で不測の日数を要し、完了が4月16日となっておりますけれども、既に完了をいたしております。

その下の施設用感染症対策経費といたしまして、金額49万5,000円に対しまして、同額を繰り越すものです。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策交付金を活用いたしまして、滞在型農園施設にサーモグラフィーカメラを設置するものでございますが、3月補正で予算を計上したため、繰り越すこととなったものです。

次に、款11災害復旧費、項1農業水産施設災害復旧費、事業名、農林水産施設災害復旧事業、金額8,787万7,000円に対しまして、翌年度繰越額7,106万1,000円は、令和2年7月豪雨による被害が発生した林道復旧費で、年度内に完了ができなかった工事費のうち、国からの補助金を繰り越すものでございます。

その下の金額597万1,000円に対しまして、翌年度繰越額310万3,000円につきましては、市の単独費を繰り越すものでございます。

なお、金額と翌年度繰越額の差がございますけれども、一部の工事で前払い金等の支払いを行ったためでございます。

以上で、農林課関係分の説明を終わらせていただきます。

松隈清之委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

飛松妙子委員

説明ありがとうございます。

確認なんですが、2ページの県の補助金が増額補正されましたってことで御説明いただいたんですが、これをどのように反映されているのか、どういうところに使われているのか教えていただいてもいいですか。

森山信二農林課長

ただいまの補助金が増額につきましては、これは職員の事務経費に使わせていただいている分を県の補助金として、申請をさせていただいております。

例年、金額のほうは見込みという形で予算計上をさせていただいておりますが、県内の負担額等のならしといいますか、そういうふうなところで増額が県のほうから下りてきたとい

う部分で13万8,000円となっております。

以上でございます。

飛松妙子委員

ということは、逆に減額になることも年度によってはあるということですかね。

森山信二農林課長

減額といたしますか、例年、事務費の経費として使わせていただいておりますので、当然、マイナスになることはないのかなというふうには思っております。

以上です。

飛松妙子委員

滞在型農園施設のトイレ改修なんですけど、先ほど御説明いただいたんですけど、洋式トイレが5個と多目的トイレとオストメイトトイレを設置していただけるということで、これは別々に設置していただくっていうところによかったでしょうか。

森山信二農林課長

今のトイレが男女には分かれておりますが、その間にあくまで多目的トイレという形で、部屋としては3つの部屋に分かれるっていうふうにイメージしていただければと思っております。

以上です。

飛松妙子委員

3つの部屋に分かれるというのは、多目的トイレが3つの部屋に分かれて……、すみません、もう一度よろしいですか。

森山信二農林課長

男子用が1つの部屋、女子用が1つの部屋、真ん中に多目的トイレが1部屋っていう形で3つというふうな御説明になります。

以上でございます。

飛松妙子委員

それで、多目的トイレとは別にオストメイトトイレも設置されるということでしょうか。

森山信二農林課長

あくまで、多目的トイレがオストメイト対応で、ベビーシートの設置というふうに考えております。

以上です。

飛松妙子委員

多目的トイレとして今まで活用していたものを、さらにオストメイトトイレとして、また、

ベビーシートを設置して、より充実したトイレにされるということですね。

分かりました。

西依義規委員

私も同じところで。

これ、何人ぐらいを想定のトイレに改修するのか。規模、今の敷地から大きくなるんですかね。それで、設置場所とか。

あと、分かったらどれぐらいの——これ委託設計なんで、工事費がどれぐらいの概算を考えてあるのか、お尋ねします。

森山信二農林課長

大きさにしましては、現トイレが15平米程度でございます。

今回、改修で計画しているのが約50平米程度にやりたいというふうに考えております。

概算工事費につきましては、現施設の解体等もございますので、約4,900万円程度を見込んでおります。

以上でございます。

松隈清之委員長

どれぐらいの規模を想定しているのかっていうところで。

森山信二農林課長

利用数が、一応、平成29年度に180名程度だったのが令和元年には1万名を超えておる状況でございます。

そこで、通常の大きさからはとても足りないということですので、1日に最大どれぐらい使うかという形で、浄化槽等、また、トイレの数等も当然出てきますけれども、そこを勘案したところで、先ほど申しました洋式が男女含めての5台という形なんですけど、そことオストメイトのトイレが1つ増えるという形で計画をしているところでございます。

西依義規委員

あそこの敷地は、利用者しか入れないんですか。市民の方って使えたりしますか。

森山信二農林課長

入場制限等はないので、一般の方、テニスコート等もありますので、その方の御利用もあるかとは思いますが。

内川隆則委員

今のキャンプ場の話ですが、コロナになって莫大な数に膨れ上がったのでこういう状況だと思いますが、コロナが収束したらどうなるのか。

いわゆる、コカ・コーラの公園のところにトイレがあるんですが、あそこのトイレのあれ

が、何遍も壊されたりしてきたわけね。

だから、コロナが収束したら、このトイレはそういう暴走族みたいな連中の壊す一番的になってしまうというふうに思うわけよね。

だから、一つはコロナが収束したときの管理の具合、どういうふうにしていくのか。

それは、コカ・コーラの補助金っちゅうかな、何っちゅうかな。

ああいうお金も使ってでもここまでできるのかどうかということもね、感じるわけよ。

だから、収束してからの問題を非常に私は懸念するわけですけども、その辺、どういうふうに考えられておられるか。

森山信二農林課長

今現在、非常にキャンプブームというのが、収束しても今後続いていくんじゃないかならうかと思っておりますけれども。

議員御指摘のように、キャンプ場の上のトイレにつきましては、以前から地元の区長さんのほうからも、暗いということで先ほど言われたように、暴走族がいろいろあったりしておりますので、照明を昨年、駐車場のほうには整備をさせていただいております。

区長さんのお声を聞かせていただくと、不審者とは分かりませんが、大分、車が夜減ったようなことを言われておりましたので、やはり暗いところにはどうしてもそういうふうないたずらとかがありますので、その辺りは、若干防止になったのではなかろうかっていうふうに判断しております。

今後につきましては、御指摘がございましたので、検討課題かなというふうに考えております。

内川隆則委員

加えて、コロナになる前はこんなところに誰がテント張るかって、今はバンガローでもエアコンがついとるようなところしか泊まりに行かんと、そういう時代だぞというふうに話をしとったから、100人ぐらいしか年間利用者がなかったというふうなことじゃろうと思うけど。

収束したら、また100人ぐらいしかならんと思うよ。

だから、その辺を想定して、どういう管理をしていくかということをきちんと見守っていないと、じゃあもう壊しましょう、というふうな話だってできるかもしれんし。

だから、そういうところも想定して、検討をお願いしたいと思います。

松隈清之委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、以上で農林課関係議案に対する質疑を終わります。

次に、商工振興課関係議案の審査に入りますので、執行部準備のため暫時休憩いたします。

午前10時59分休憩



午前11時3分開会

松隈清之委員長

再開いたします。



商工振興課審査

議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

報告第2号繰越明許費繰越計算書について

報告第3号繰越明許費繰越計算書について

松隈清之委員長

これより、商工振興課関係議案の審査を始めます。

議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）、報告第2号及び第3号繰越明許繰越計算書についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

6月補正予算中、商工振興課関係分について御説明いたします。

委員会資料は5ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますけれども、それぞれ歳出のほうで御説明をしたいと思います。

委員会資料の6ページをお願いをいたします。

藤木町にございます、旧つばさ鳥栖によりますテレビ受信障害対策について御説明をいたします。

この資料だけでは不足しておりましたので、参考資料、区域図のほうを提出して

おります。

よろしいでしょうか。

雇用促進住宅つばさ鳥栖に起因いたします、テレビ受信障害対策につきましてでございますけれども、本市が積極的に誘致したという経緯から、雇用促進事業団及び受信障害区域でございます藤木町とそれぞれ協定を締結いたしまして、民間に売却されるまでの間、本市の責任において受信障害対策を行ってまいっております。

具体的に申し上げますと、資料の区域図にございます84世帯——合わせましてですね。84世帯に対しまして、ケーブルテレビによる対策を行い、民間売却後につきましては、購入者でございますコンダクト株式会社にその対策を引き継いだところでございます。

昨年の9月に、商工振興課のほうに藤木町公民館のテレビが映らなくなったので、市で対応していただけないかということで、藤木町区長が見えられております。

藤木町公民館は、赤くかかっております20世帯というふうに書いております数字のちょうど2の下のところでございます。

それを契機といたしまして、もうコンダクト株式会社のほうに引き継いでおりますがっていうところだったんですけれども。

改めて調査をいたしましたところ、コンダクト株式会社は、市で対策を講じておったケーブルテレビ会社との金銭面での協議が調わなかったということから、独自で旧つばさ鳥栖敷地内にテレビ受信のための受信施設を立てとるわけなんですけど、その受信施設を建てて対策を講じる際に、独自でテレビ受信状況の調査をこの84世帯の区域内で行っておられます。

昨今の受信装置の性能の向上もありまして、本市が以前に認定をしておりました受信障害発生区域、84世帯ですけれども。受信装置の性能向上によって、その84世帯よりも狭い区域、黒で囲っております64世帯。

こちらにつきましては、まだ受信障害が継続して発生しているということを確認されて、この64世帯に対しましては、先ほど申し上げました共同受信施設を設置して対策を講じられております。

コンダクト株式会社の受信状況調査によりまして、受信障害が改善しているとされた20世帯につきましては、対策が講じられないまま、今日に至っているということでございます。

それを受けまして、本年2月でございますけれども、商工振興課の職員におきまして、この20世帯、一軒一軒訪問をさせていただきまして、現地調査を行いましたところ、この20世帯につきましては、本市が対策を講じた際に設置したケーブルテレビの受信設備を現在も使われておりまして、未契約状態で使用されてあるということでございました。

なお、訪問の際に、現在の状況等を併せまして御説明をいたしましたところ、そういうこ

とならいつテレビが見れなくなってもおかしくないじゃないかと。

そうであるならば、そもそもテレビのアンテナは、市が撤去したと。つばさ鳥栖が立って、受信障害が発生する際に、自分たちが建てていたアンテナっていうのは市が撤去したと。

そういうことならば、今回、市で再設置すべきであるという御指摘も頂いたところでございまして、そのようなことから、今回、テレビ受信状況の調査を改めて行いたいと思っております。

受信障害が改善しているという世帯に対しましては、市がアンテナを設置することといたしまして、逆に受信障害が解消していないという世帯に関しましては、起因する建物の現在の所有者でございますコンダクト株式会社のほうに対応していただくこととしております。

委員会資料の6ページに戻っていただきまして、先ほど御説明を申し上げたテレビ受信障害調査委託料、それからテレビアンテナ設置等に関する工事費をそれぞれ計上しているところでございます。

資料の7ページをお願いいたします。

まず、下段でございますけれども、コミュニティ事業補助金から御説明いたします。

本補助金につきましては、中央区の山笠改修事業が自治総合センターの助成事業で採択を受けましたので、歳入と同額を中央区に補助するものでございます。

なお、中央区の山笠改修事業の内容といたしましては、山の台車を新しく造り直され、それから、上に載っておりますSL弁慶号ですけれども、こちらのほうは、修理及び塗装を行うもので、総事業費が270万円ほどと伺っております。

次に、産業団地検討調査業務委託料について御説明いたします。

次のページの主要事項説明書、資料を御覧ください。

こちらにつきましては、今年の3月に策定をいたしました第7次鳥栖市総合計画及び実施計画に基づきまして、今回、佐賀県の補助金を活用いたしまして、産業団地の検討調査を行うものでございます。

具体的には、鳥栖市の土地利用構想でお示しをいたしました基里南部地区におきまして、開発に向けた基礎的調査を行い、産業団地として実現可能性を踏まえた青写真的なビジョンやスキーム、そういったものを検討するものでございます。

資料の9ページをお願いいたします。

最後に、報告事項といたしまして、御覧のとおり、繰越額について報告をするものでございます。

それぞれの繰越額の内訳でございますけれども、まず、事業者3密対策支援事業の繰越額につきましては、全額補助金でございます。

施設用感染症対策経費につきましては、全額、サーマルカメラの備品購入費でございます。

なお、新産業集積エリア整備事業に関しましては、内訳といたしましては、事務費14万4,000円、用地購入費1,746万3,000円、補償費1,989万1,000円でございます。

以上、説明を終わります。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

飛松妙子委員

御説明ありがとうございます。

つばさのテレビ受信の調査委託料ですが、この委託はどこかに頼むっていう——先ほど職員が調査してっていうことで御報告あったので。

それとあと、設置工事もどのような形でされるのかを教えてください。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

受信状態の状況調査に関しましては、テレビアンテナを受信できるかどうかというのを業者に委託をいたしまして、専門業者によりまして、調査を行いたいと思っております。

それから、アンテナ設置工事でございますけれども、今現在ケーブルテレビを引き込んでおられます。ですので、そのケーブルテレビではなく、新しく地上デジタル放送を受信できるテレビアンテナ。通常、屋根とかに上がっておるかと思うんですけれども。あちらを設置いたしまして、ケーブルを屋内まで引き込むと。

壁等の貫通とかもあるかと思いますが、屋内まで引き込むという工事でございます。

飛松妙子委員

それは、調査をした委託先が同じように設置工事を行うっていうことですか。それとも別会社が設置工事を行うってことですか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

それは、それぞれ専門分野が違いますので別になります。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

それでは、繰越明許のところ、事業者3密対策支援事業なんです、いまだに御存じでない方もいらっしゃるかとですね。

あと、去年行っていただいた、事業者支援の15万円とか8万円の分も御存じじゃなかったりとかされている方が、回ってみるとやっぱりいらっしゃる、広報がすごく大事なと思ってまして。

今いろんな形で、媒体を使って広報をさせていただいているので、もっと広報していただい

たほうがいいのかなっていう気がするんですが、今のところどういう状況になってますでしょうか。申請状況とか。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

飛松委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、広報の手段についてでございますが、こちらにつきましては、市報、それからSNS、それとLINEのほうでアップしています。

営業時短要請が行われたときに、併せて飲食店の皆様を対象に事業者3密対策支援事業の活用について促しております。

それから3密対策支援事業につきましては、現在の申請状況としては、まず、十数件程度ということで少ない状況ですが、昨年の実績から鑑みますと、大体年度末に殺到しております。

昨年も3月に急増しておる状況でございますので、引き続き、周知については御案内等、ホームページ等、機会を迫って周知を努めてまいりたいと思っております。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

多分この事業者3密対策支援事業というのが、事業者さんにとって自分が対象と思ったらっしやらない方が結構いらっしやるんじゃないかなっていうのもあって。

普通に小売店されてらっしやる方のところに消毒液とかがあるんですけど、こういうのも対象になるんですよって説明して初めてそうなんですかっていうところで理解をされると思いますか。

なので、もうちょっと今後の仕方も、ただ単にありますよ、じゃなくて工夫していただけたら助かる方がもっと出てくるのではないかなと思っておりますので、ぜひ、この3密対策支援事業、広報に力を——たくさんいただいていると思うんですけど、やり方を、自分も対象になるかもしれないっていうふうに思っただけのように、ぜひ、お願いしたいなと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

齊藤正治委員

先ほどの電波障害の話なんですけれども、もともとテレビのアンテナが立っとして、それを電波障害が起きるからってということで、たしかケーブルテレビに変えたんだと思うんですけども。

そのときに、たしか市は予算を組んでケーブルテレビか何かに払ってきたのではなかろうかと思っておりますけれども、その流れはどういう……（「簡単に説明してくれ」と呼ぶ者あり）

松隈清之委員長

所有者が変わっていますから、その前後の経緯も含めて。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

齊藤委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、以前、電波障害——なぜケーブルテレビで対策をしていたかという経緯から御説明させていただきますと、つばさ鳥栖が開設されましたのが平成10年でございます、そのときに、電波障害が発生するという事実が判明いたしました。

それを受けまして、本市としては、積極的に誘致したということがございましたものから、雇用促進事業団のほうから負担金を頂きまして、共同施設アンテナを設置して対策を講じてきております。

当時の数といたしましては、150棟前後。世帯数にして約180から190世帯だったかと記憶しておりますが、その程度でございました。

それで、平成19年からケーブルテレビのほうで電波障害対策を講じておりますが、こちらは、地上アナログ放送が平成23年の7月で終了いたしております、地上デジタル放送というのは非常に電波が強くて、今までのアナログ回線よりも強い状況ですので、その電波障害が解消される地区が出てきております。

加えまして、先ほど申し上げました、市が設置しました共同受信アンテナといいますものは、地上デジタル放送に対応していなかったということが一つと、あと、もう十数年たって老朽化してましたものですから、そのときからケーブルテレビでしたほうが安価で維持管理ができるということもございまして、平成19年の11月からケーブルテレビによる電波受信障害対策を開始しています。

そのときに、電波障害が解消された地区がございまして、そのときは東町の数世帯と藤木町の八十数世帯について電波障害が解消されましたものですから、そのときも地元のほう等から要望がございまして、アンテナを設置したという経緯がございます。

今回の20世帯につきましては、コンダクトさんのほうが所有者となられまして、独自に調査をされてあるんですね。

先ほど、古沢のほうから御説明をしておりましたけれども、当初はケーブルテレビさんと契約を引き継ぐという形で交渉されてあったようなんですが、価格面で折り合わなくて、独自にコンダクトさんのほうで共同受信施設を建てられております。

それに当たりまして、電波障害の調査を改めてコンダクトさんが行ったところ、約2割で受信できるんじゃないのかということが判明いたしましたので、その20世帯については、特段、アンテナ設置をすればテレビが見られるという状況なので、そのままの状態にされてお

ったという状況です。

ケーブルテレビについても、理由は詳細を語っていただけなかったんですが、くーみんテレビさんのほうで設備等を撤去されていなかった。

20世帯については撤去されていなかったというところで、テレビが見られる状態であったもんですから、4年近くたって、今こういった事実が判明したというような状況でございます。

以上です。

齊藤正治委員

問題は、要するにケーブルテレビと鳥栖市の契約は全然してなかったのかどうかですたいね。ケーブルテレビをつけるときに、たしか市が予算を出していると思うんですよね。

だから、そういったことがケーブルテレビとの契約の内容がこういったときにどうなっていくかっていうところまで、恐らく踏み込んでなかったんだと思うんですけれども。

また、例えばコンダクト。今、契約しているけど、これが替わったらまた責任の所在がどこか分からなくなって、常にそういうふうなことが行われていく可能性っていうのは、もう今後ないんですか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

建物の所有者が異なってくるっていうことはあろうかと思えます。

ただ、その原因者たる建物の所有者が、受信対策を講じていくっていうことには変わりはないので、今回、改めて受信調査を市のほうで実施をいたしますけれども。

そこで、テレビ放送が受信できるのか、そのままの状態、アンテナを立てれば受信できるのかできないのかっていうのを把握して、整理をしたいというふうに考えております。

齊藤正治委員

要するに責任の所在をきちんとどこが持っていくかというのをしておかないと、常にこういったことが出てくると。市も何でまたっていう話になってくるでしょうから。

そこそこ人が替わっていくけれども、職員が替わっていくけれども、結果としてやっぱり住民の方が一番困るわけですので、そこら辺はよく注意していただきたいと思います。

西依義規委員

旧つばさ鳥栖が撤去されたら受信障害がなくなるんで、同じことを市でされるってことですよ、64世帯には今度アンテナがないんで。ということでいいですかね。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

当然、障害となっている建物がなくなるということであれば、そういうことになろうかと思えます。

松隈清之委員長

そこは結構微妙なところがありますよね。

したのは鳥栖市やろ。だって、ついとったのを取ったのは鳥栖市やけん、つけるのも鳥栖市っていう論法なら。

ただ、結局、要はその障害に対する責任を負う主体が替わっているんであれば、そこがやるっていうのも一つの考え方ではあると思うんです。おかしくはない。

古賀和仁委員

これ、たしか私も質問の中で尋ねたことがあるんですけども。

たしかケーブルテレビと10年の契約——10年かな、10年ぐらいの契約。

その分の費用については市が持つみたいな説明があったんですけど、現在それが切れてるわけですよね、当然。

その後の契約を、今払ってないとか払っているとか言ってましたけど、この部分についてはどういうふうな対応をされるんですか。分かりますか。

20世帯は契約については、やってないけど見ているという状態であると。ということは、契約はされてないけど見ているって状態でしょう。

この辺についての、債務というか、誰が払うのか、この辺はどうなってるんですか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

御説明申し上げましたけれども、民間売却された後は民間が、民間売却されるまでは市のほうでその費用というのは当然払っておりました。

でも、民間売却された後は一切払っておりません。契約ももうそこで打ち切っております。市とケーブルテレビとの契約は。

あと、コンダクトさんとケーブルテレビさんが契約を引き継いでいただくということになっておったものですから、そこについて確認を今回いたしましたら、先ほど申し上げたとおりでございまして、コンダクトさんとケーブルテレビ会社の契約は折り合わなかったっていうことでございます。

ですので、この20世帯の受信している債務っていうのは、ケーブルテレビ会社としては、契約が成り立っておりませんから、発生していないというふうに認識をされてらっしゃるといふふうに伺ってます。

古賀和仁委員

払わなくていいということですかね。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

そうです。契約をされれば払う必要がございますけれども、契約されなければ払わなくて

いいと理解をしております。

古賀和仁委員

ということは、打切りになる可能性は十分あるということ。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

それがあったものですから、皆さんが心配をされたわけです。

内川隆則委員

それでね、あんたたちは二、三年しか商工振興課におらんめえけんがね。

その次引き継ぐ者については、問題の先送りをしないように、この20世帯の分も含めて、今経営しているコンダクトの会社に対して、ここまで含めたあんたたちとの契約に今後なっ
ていきますよと。

そうしないと20世帯はいつまでたつたっちゃ、市が補償せないかんような格好になるけん。

そういうふうにしてやっていかんと、問題の先送りをしてしまうと、後々までずうっと引
き継いでいくけん、それはきちんと、今回はうちがしましたと。しかし、これも含めてあん
たたちの財産ですよというふうにしておかんと、問題の先送りになってしまうけん。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

内川委員のおっしゃられるとおりにかと思っております、今回、テレビ受信障害の調査を
するというふうに申しあげましたけれども、コンダクト株式会社さんにも、現場には立ち会
っていただこうと思っております。

松隈清之委員長

特に解消されていけば、もうそこは今回外れるんですよ。

アンテナをつけ直せばもうそこは受信障害が発生しないところなんで。

特に今回以降、受信障害が残っているところに対する責任をどこが果たすのか、しっかり
整理しておいていただきたいです。

西依義規委員

7ページのコミュニティ事業補助金ですけど、毎年いろいろ出ていますけど、これはどう
——今、コミュニティの実施要綱を見たんですけど。

いろんな、青少年育成だったり防災であったり一般コミュニティであったりしてるんで。

山笠の人たちとか自治会さんが言ってきたのを、どう市で調整をされてるのかなと思って。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

西依委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、コミュニティ助成事業につきましては、総合政策課が所管しております、例年8
月頃、各町区に御案内をいたしております。

各町から上がった申請内容を庁内の審査会で審査いたしまして、例年10月頃、優先順位をつけさせていただきまして、県を通じて自治総合センターのほうに申請しているという状況でございます。

西依義規委員

昨年度の申請で通ったのは他の担当課にもあるんですか。どういった事業があるんですか。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

令和3年度のこのコミュニティ助成事業につきましては、3町区から申請が上がっていきまして、1町区は中央区のほうからの山笠でございます。

それから、今回も御提案いただいておりますけれども、藤木町の獅子舞ですね、コミュニティ。

それとあと、今回追加で申請が出たそうです。その分については、もう3月議会で補正をさせていただいておりますけれども、加藤田町公民館の備品関係。

そういったものについて、コミュニティ助成の決定があったと聞いておるというところでございます。

以上でございます

小石弘和委員

7ページの委託料、産業団地検討調査委託料1,000万円、土地利用構想の具体化の検討のため。これいいことと思いますよ。

これ、100ヘクタールを対象にしているものか、50ヘクタールを対象にしているものか。調査期間はどのくらい見てあるのか。その調査結果はどういうふうな方法で議会に提出されるものか。

それから、この1,000万円は入札されるものか、随契でやられるものか、お聞きいたします。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

まず1点目、範囲についてでございますけれども、100ヘクタールを対象としております。

土地利用構想が100ヘクタールでございましたものですから、100ヘクタールを対象としておりまして、うち、産業ゾーンとしては90ヘクタールだったかと思いますが、その調査でございます。

次に、調査期間は、今年度中には取りまとめたいと思っております、3月中旬ぐらいまでには取りまとめをさせていただいて、直近の議会のほうにももちろん報告をさせていただきたいというふうに考えております。

あと、入札につきましてでございますけれども、コンサルティング会社になろうかとは思っておりますけれども、こういう適地調査の実施をしてある実績等を見まして、そこにつきまし

では、プロポーザルによりまして決めたいっていうふうには、今のところ考えているところ
でございます。

松隈清之委員長

いいですか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、商工振興課関係議案に対する質疑を終わります。

〰〰

松隈清之委員長

この間言われておりました、応援クーポン券の御説明をいただくということでもござい
ましたので、今お配りしております。

大体、配布する時期が決まったということでもございますね。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

議案外でございますけれども、報告でございます。

鳥栖市応援クーポン券事業でございますけれども、今現在350店舗ほどに御参加をいただ
いておりますが、その配布時期につきまして、コロナの状況を見ながらというふうにして
おったところでございますけれども、昨今の状況を見まして、週明けの21日から発送を
開始したいと思っておりますので、順次、郵便にて届くことになろうかと思えます。

御使用のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

松隈清之委員長

21日。

内川隆則委員

これは、幾らが幾らになると？

それと、今日の新聞広告に出とった県の事業だろうと思うけど、宿泊したらこの辺割引
しますよっていうふうなやつもあるけど、そんな兼ね合いとか、県のやつも含めて説明をして。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

佐賀県の佐賀支え愛で宿泊助成をする事業につきましては、県内に在住の方に限ってで
ございますけれども、県民が県内の宿泊施設を利用する際に1人当たり5,000円の補助がありま

上下水道局審査

議案乙第18号令和3年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第1号）

議案乙第19号令和3年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第1号）

松隈清之委員長

これより、上下水道局の審査を始めます。

議案乙第18号令和3年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第1号）及び議案乙第19号令和3年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀和数上下水道局次長兼管理課長

それでは、議案乙第18号令和3年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

委員会説明資料の2ページをお願いいたします。

収益的収支でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費の委託料につきましては、浄水場で発生する脱水汚泥の運搬、処分に関わる委託料を新たにお願いするものでございます。

以上、簡単でございますが、令和3年度鳥栖市水道事業会計補正予算についての説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

日吉和裕上下水道局事業課長

続きまして、議案乙第19号令和3年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明をさせていただきます。

説明資料の3ページをお願いいたします。

まず、収益的収入でございます。

款1下水道事業収益、項2営業外収益、目2他会計補助金につきましては、このたび、資本的支出の増による一般会計からの補助を増額補正するものでございます。

次に、資本的収入でございます。

款1資本的収入、項1企業債、目1建設改良費等の財源に充てるための企業債につきましては、国の補助事業の内示に伴う企業債の増額補正でございます。

4ページをお願いいたします。

項2国県補助金、目1国庫補助金につきましても、国の補助事業の内示に伴う国庫補助金

の増額補正でございます。

次に、資本的支出でございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目1施設建設費の委託料につきましては、国の補助事業の内示に伴う浄化センター水処理施設増設工事や管渠ストックマネジメント及び管渠の耐震化に係る委託料の増額補正でございます。

以上、簡単ではございますが、令和3年度鳥栖市下水道事業会計補正予算について、説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

飛松妙子委員

説明ありがとうございます。

2ページの委託料について、詳しく内容を御説明していただければと思うんですが。

日吉和裕上下水道局事業課長

2ページの浄水場の汚泥の運搬、処分に係る委託料につきましては、令和2年度までは浄水場で発生する脱水汚泥につきましては、有価物として処分をいたしておりました。

令和3年度におきましても、その予定で業者のほうと協議をして、年度末に契約の準備をしていたところ、有価物としての契約ができないというようなお話があったことから、急遽、汚泥処分の費用が必要になったということでございます。

以上です。

飛松妙子委員

今まで有価処分していただいていたところへの支払いは発生していなかったってことでしょうか。（「有価物の説明をもう一回」と呼ぶ者あり）

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

有価物につきましては、発生した汚泥を売っておりました。

売るっていうのは契約上、トン幾らということで毎年微々たる金額ですけれども、トン10円ぐらいだったと思いますけれども、そういった意味合いで産廃で出すよりも有価物として買っていただけたところがあるならば、そちらにお願いしたいということで、当初からそういう運転方法を取らせていただいております。

以上でございます。

飛松妙子委員

今まで売って10円の利益があったんだけど、令和3年度からはそれがなくなって、1,138

万5,000円の費用が、今年度からずっとかかるってということでしょうか。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

そのとおりでございます。

飛松妙子委員

ほかのところに処分していただけるようなところは、探していただいたけれども見当たらないということではなかったのでしょうか。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

そのとおりでございます。

よその自治体にも確認をしたんですけれども、自前で自治体として処分をしているところ以外については、有価物で購入されているところはございません。

飛松妙子委員

分かりました。

では、具体的にどういう業者さんにしていただくとかいうのが決まっているのか、今後そういう業者を探していかれるのか、どのようなふうにする予定でしょうか。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

現時点では産廃処理を計画して、実際は、もう実施をいたしております。

今後につきましては、浄水場内で肥料化の検討をしながら、前向きに進めていこうかと思っております。

飛松妙子委員

すみません、この委託料ってというのは浄水場で今後処分をしていくっていう委託料っていうことですか。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

浄水場で発生する汚泥を産廃処理する費用でございます。

飛松妙子委員

すみません、何度も。

その産廃業者さんは決まっている、それとも今から決めていかれる？

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

市に指名が出ている産廃業者の中で、当然、鳥栖市内を優先しながら入札をかけていく予定でございます。

飛松妙子委員

入札をされるということですね。分かりました。

ありがとうございます。

小石弘和委員

これは法的に縛りがあるわけですか。それをちょっとお聞かせください。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

今までは有価物でしたので、法的縛りはありませんでした。

ただ、浄水場が特定事業所という位置づけになっておりますので、そこから発生した汚泥を外に出す場合については、産廃という扱いになりますので、有価物以外は全て廃棄物処理法に基づき、産廃処理をするという形になります。

西依義規委員

このほかに、浄水場で産業廃棄物として出るものって何かあるんですか。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

浄水場内では水質検査等をしておりますので、そういった試薬瓶、試薬のケースとか、そういったものは産廃処理をさせていただきます。

以上でございます。

西依義規委員

そういったのは種類が違うんで、また別のやり方をするということですかね。

それで、僕は相場がよう分からんけど、積算根拠みたいな、年間がこの額ですかね。

どうやって積み上げて1,138万円になるのか、簡単をお願いします。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

産廃処理の費用の計算につきましては、まず見積りを各業者から取らせていただいております。

その中で一番安い金額を設計金額とし、年間に発生する汚泥量を掛けたものが、今回の予算書で上げている分でございます。

西依義規委員

1日何回とか週何回とか、どれぐらいのペースで……。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

おおむね7立米を週2回出す計画でございます。

松隈清之委員長

ほかありますか。

[発言する者なし]



報告第4号予算繰越計算書について

報告第5号予算繰越計算書について

松隈清之委員長

では、続きまして、報告第4号及び第5号予算繰越計算書についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀和数上下水道局次長兼管理課長

それでは、説明資料の5ページをお願いいたします。

報告第4号令和2年度鳥栖市水道事業会計予算繰越計算書について御説明をいたします。

建設改良費の繰越しにつきましては、送配水設備工事実施設計業務、送配水設備工事及び施設用感染症対策経費に関するもので、送配水設備工事実施設計業務につきましては、県道佐賀川久保鳥栖線配水管布設実施設計業務及び長崎本線鳥栖－新鳥栖間の宇土良踏切配水管布設工事に伴う詳細設計で、関係機関等との協議に日数を要したものでございます。

次に、送配水設備工事につきましては、国道3号配水管布設替工事、県道佐賀川久保鳥栖線配水管布設工事及び県道中原鳥栖線導水管布設工事で、関連工事の進捗に合わせたためでございます。

なお、県道佐賀川久保鳥栖線配水管布設工事及び県道中原鳥栖線導水管布設工事につきましては、それぞれ5月末に完了をしているところでございます。

次に、施設用感染症対策経費につきましては、令和3年3月市議会定例会で提案した国のコロナ対策に係る事業で、体温測定サーマルカメラ購入が翌年度になったためでございます。

体温測定サーマルカメラにつきましては、浄水場に設置をいたしております。

次に、6ページをお願いいたします。

報告第5号令和2年度鳥栖市下水道事業会計予算繰越計算書について御説明をいたします。

建設改良費の繰越しにつきましては、浄化センター長寿命化工事、下水道施設等整備事業及び管きょ整備事業に関するもので、浄化センター長寿命化工事につきましては、機器、機材の納入に日数を要したためでございます。

次に、下水道施設等整備事業につきましては、浄化センター耐震及びストックマネジメントの実施設計、北部中継ポンプ場耐震化詳細診断で、令和3年3月市議会定例会に提案した国の経済対策に係る事業で、完了が翌年度となったためでございます。

次に、管きょ整備事業につきましては、西田川排水区雨水整備工事、国道3号拡幅事業に伴う汚水管移設等工事及び県道中原鳥栖線道路改良工事に伴う下水道管補強工事で、関連工

事の進捗に合わせたこと及び令和3年3月市議会定例会に提案した国の経済対策に係る事業で、完了が翌年度となったためでございます。

なお、西田川排水区雨水整備工事のうち、西田川排水区第84外（村田町）雨水整備工事につきましては、4月末に完了をしているところでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

施設用感染症対策経費につきましては、令和3年3月市議会定例会で提案しました国のコロナ対策に係る事業で、体温測定サーマルカメラ購入が翌年度になったためでございます。

体温測定サーマルカメラにつきましては、浄化センターに設置をいたしております。

水道事業、下水道事業とも令和2年度の予算のうち、それぞれの支払い残額を令和3年度に繰越しをしたもので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

以上、簡単ではございますが、御説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

飛松妙子委員

1点教えてください。

6ページの環境整備事業で不用額が301万9,226円あるんですが、これの御説明をいいですか。

三橋秀成上下水道局管理課長補佐兼総務係長

この不用額につきましては、繰越しの財源に伴いまして、国費、起債、あと、自主財源になりますけれども、その調整で財源の分で不用額というふうな形で上げさせていただいております。

飛松妙子委員

国の補助金が少なくなったという感じですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

決算見込みで、当然、料金等も含めて3月まで見込んできております。

その中で、決算見込みを立てたものよりも収入のほうが少ないことにより不用になるものでございます。

飛松妙子委員

分かりました。

まだ繰越しなので、収入が少なくなった分を金額を減らしたという形でしょうか。収入が

減った分を。

日吉和裕上下水道局事業課長

そのとおりでございます。

西依義規委員

ちょっと質問じゃないんですけど、先ほど5ページに延々と口頭で述べられたんですけど、できたらそういうのを載せていただくと。

我々メモを取らないかんし資料の作り方、線路の何かとか、ずっとおっしゃいましたよね。例えば、設計委託料でも。

そういったのを設備工事もそうですけど、1項目に1個ならもう書かなくていいんですけど、1項目に何個もあるんであれば、ぜひどっかに書いていただくとありがたいなと思います。

次回からよろしくお願いします。

松隈清之委員長

多分、計算書の体裁自体はもうこれはこれだと思うんで、別途参考資料とかで作って——どうせ説明されるんでしょう。

説明されるような内容を、別途資料で作ってもらったほうが、分かりやすいかもしれないですね。

古賀和数上下水道局次長兼管理課長

次回から、参考資料としてつけさせていただきます。

松隈清之委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、上下水道局に対する質疑を終わります。

続きまして、建設部関係議案の審査に入りますが、再開を1時10分としたいと思います。

では、昼食のため休憩いたします。

午後0時3分休憩



午後1時10分開会

松隈清之委員長

再開いたします。

審査に入ります前に、部長のほうから一言御挨拶をお受けしたいと思います。

福原茂建設部長

委員の皆様、お疲れさまです。

令和3年6月定例会、建設経済常任委員会、建設部関係の議案に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

今回の議案乙第17号の一般会計補正予算でございますが、国の交付金、補助金の内示等に伴うものとなっております。

併せて、報告といたしまして、昨年度の繰越明許費の御説明をさせていただきますので、何とぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。



建設課、維持管理課審査

議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

報告第2号繰越明許費繰越計算書について

松隈清之委員長

では、これより建設部関係議案の審査を始めます。

建設課、維持管理課関係議案の審査を行います。

議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）及び報告第2号繰越明許費繰越計算書についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）中、建設課分につきまして、資料に基づき御説明をいたします。

2ページをお願いいたします。

歳入の主なものがございますけれども、款16国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節1道路橋梁費国庫補助金につきましては、国の社会資本整備交付金の内示に伴い、額を補正するものでございます。

3 ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目3土木債、節1道路橋梁債につきましては、国の交付金内示に伴う市債分でございます。

なお、一部の路線で市債の充当分を交付金に組み替えるため、全体といたしましては、減額補正となっております。

続きまして、歳出の主なものについて申し上げます。

4 ページをお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋梁費、目6道路整備交付金事業費、節14工事請負費につきましては、現在進めております道路改良事業の推進のため、増額補正を行うものでございます。

事業につきましては、主要事項説明書にて御説明をいたします。

5 ページをお願いいたします。

田代大官町・萱方線でございます。斜線で示しております箇所が、当初計上させていただいております、用地取得及び物件補償でございますけれども、今回の補正でアスタラビスタ北側の道路改良工事、クキナミ前の水道整備工事及び3件の物件調査を追加するものでございます。

6 ページをお願いいたします。

轟木・衛生処理場線でございます。こちらにつきましても、車線の橋梁下部工及び道路改良の工事に加えまして、今回の補正によって、赤で示します2か所の改良工事を追加するものでございます。

次に、繰越明許費繰越計算書について御説明をいたします。

7 ページをお願いいたします。

田代大官町・萱方線につきましては、沿線地権者との補償内容協議に時間を要したことから、補償費を繰り越すものでございます。

また、商業店舗前の工事で店舗側の外構工事との日程調整等により工事着手が遅れ、工事請負費についても繰り越しております。

補償につきましては、9月までの契約を見込んでおり、工事につきましては、6月完了で進めているところでございます。

次に、轟木・衛生処理場線及び飯田・水屋線でございますけれども、こちらは両路線とも用地交渉に時間を要し、工事着手が遅れたこと。また、国の補正予算対応のため工事費を繰り越すものでございます。

工事につきましては、農繁期の影響等もありますことから、年内完了を目途に現在取り組んでいるところでございます。

8ページをお願いいたします。

前田アパートのトイレ洋式化工事でございます。こちらにつきましては、工期不足等などから入札不調となりまして、繰り越したものでございます。工事につきましては、11月の工事完了を目指し進めているところでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

続きまして、維持管理課分につきましてはの御説明を申し上げます。

資料9ページをお願いいたします。

歳入の主なものでございます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節1道路橋梁費国庫補助金につきましては、橋梁長寿命化事業に関しまして、国の令和2年度補正予算の内示に伴い額を補正するものでございます。

その下、款23市債、項1市債、目3土木債、節1道路橋梁債につきましても、橋梁長寿命化事業の国の補正予算の内示に伴う市債分の補正でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

歳出の主なものでございます。

款8土木費、項2道路橋梁費、目3道路舗装費、節14工事請負費につきましては、国の補正予算の内示に伴う増額補正でございます。

内容につきましては、次のページの主要事項説明書をお願いいたします。

地図で表しておりますとおり、轟木・村田線につきましては、赤でお示しておりますが、フランスベッド工場前の120メートルの区間を実施する予定といたしております。

なお、当該箇所の西側、県道までの区間につきましては、令和元年度に舗装打ち替え工事を実施いたしております。

前のページにお戻りいただきまして、目4橋梁維持費、節12委託料及び節14工事請負費につきましても、国の補正予算の内示に伴い定期点検、修繕設計及び工事を実施するものでございます。

次に、繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

資料の12ページをお願いします。

道路側溝等整備事業につきましては、沿線住民との調整及び再入札により、発注までに時間を要した側溝や、のり面等の維持工事ございまして、履行期間を7月上旬までといたしております。

次に、道路舗装事業につきましては、主に令和3年1月に設立いたしました国の補正予算

に対応するもので、履行期間を本年12月末までといたしております。

次に、橋梁長寿命化事業につきましては、高速道路の跨線橋の修繕工事に関して、関係機関との調整に不測の日数を要したことにより繰り越したもので、工事は去る5月7日に完了いたしております。

また、国の補正予算に対応するものにつきましては、履行期間を本年12月末までといたしております。

13ページをお願いいたします。

交通安全施設整備事業につきましても、国の補正予算に対応するもので履行期間を本年12月末までといたしております。

次に、道路防災対策事業につきましては、緑ヶ丘団地の道路のり面の崩壊に対するのり面保護工事でございます。履行期間を7月末までといたしております。

次に、河川浚渫改良事業につきましては、雨水調査委託のほか、大野川の護岸改修や排水路整備に係る工事でございます。

このうち、大野川護岸改修工事につきましては、履行期間を当初6月末までといたしておりましたが、施工準備段階で護岸の地盤が想定以上に軟弱であったことが判明いたしましたこと。加えまして、農業用水取水時期が想定より早く、大野川の増水により施工に支障を来すことが想定されましたことから、取水期を外して施工するために工期を延長しまして、本年12月末までの工期といたしております。

次に、土木施設災害復旧事業につきましては、河内・大峠線の災害復旧工事でございます。履行期間を6月末までといたしております。

以上、説明といたします。よろしくをお願いいたします。

松隈清之委員長

ありがとうございます。

では、これより質疑を行います。

小石弘和委員

この4ページの委託料、調査などの委託料、田代大官町・萱方線。

ここはどこを調査するのですか。これ赤線です。これはアパート関係なのか、この調査がどのくらい期間がかかるものか。それをお答えいただきたいと思います。

それから、明許繰越の7ページで田代大官町・萱方線の道路改良工事。

これ、不測の日数を要していることから、補償費及び工事費を繰り越したものと。大体こういうふうな状況において令和4年の完成ができるわけなからうもん。

どういうふうな状況であなたたち話をしているか、お答えをいただきたい。

この工事が遅れているから、あそこの道路は非常に危険な道路なんですよ。一部区間が低い、斜めになって入ってくる。

この頃、私、あそこを通ったときにヒヤリ・ハットが相当出てきてますよ。何らかの改良をせんと、工事が延びているなら。危険な箇所であるなら、そういうようなところを明確にやっぱりすべきじゃないかな。

こういうような状況において、令和4年度に完成っていうふうなことは、できるわけなかでしょうもん。

地元の期待の道路ですよ。御説明願います。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

この田代大官町・萱方線につきましては、おっしゃるとおり非常に事業が遅れてきているというふうに認識をしております。

現在、令和4年度完了ということではしておりますが、前回の委員会でも御説明したように、令和4年度は正直難しい部分があると思っております。

現在、用地交渉につきましても、頻度も上げながら、丁寧な説明を重ねながら、進めているところがございます。

なかなか、やはり代替地の話であったり、そういったものがまとまらない部分もございまして、時間を要しているところがございます。

おっしゃるように、カーブ区間で、今、一部区間供用しておりますけれども、少し段差が残っている部分がございますので、こちらにつきましては、改善をさせていただきたいというふうに思っております。

当然、工事に早くかかりたいというふうに執行部も思っておりますので、今後も積み重ねながら、用地交渉に進めてまいるというふうに考えております。

以上でございます。

小石弘和委員

いや、私が最初聞いたこの調査の委託料、100万円。

どこの調査をするんですかと、期間はどのぐらいですかと。5ページの赤線のこの追加物件の調査費と、場所はどこかって私お聞きしているんですよ。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

失礼いたしました。

今回、委託をする場所につきましては、一般家屋の家屋調査を3件予定しております。

具体的な場所、個人名が、個人情報もありますんで言えませんが、一般家屋の3件分というところで調査をさせていただきたいというふうに考えております。

期間につきましては、下半期で予定をしているところでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

5ページを見ると、参加者の矢印、ここに1件、斜め線した四角い部分があるでしょう。

これも含めてですか、調査費の100万円というようなことは。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

この斜線分につきましては、アパートで、これは当初予算で組ませていただいた分でございます、今回、100万円につきましては、隣のほうの赤の印をしている3か所。

こちらが100万円相当ということで、考えているところでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

それから、明許繰越の店舗側の外構工事以降に着手する必要性が生じたため年内完了することが困難になった。

これは分かっている話やなかですか。もう少し膝突き合わせて話ばすれば分かるはずですよ。場所はちゃんと私知っておりますので。

動きが緩慢なんですよ。

令和4年度までに完成が難しいなら、もう少し地元との交渉をしながら、やっぱり先に進めるというふうなことですよ。

工事が遅れれば遅れるほど、結局ああいうのは変則の道路が——これ事故が起きたら誰が責任取るんですか。深夜見ていると物すごいスピードで行きよるんですよ。

そういうことを勘案して、よろしく答弁をお願いします。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

御指摘のとおりと思っております。

非常にこの事業自体も、路線的には幅員が狭くて、歩行者も多く、それで事業をスタートしている背景も当然ありますので、急いでそういった交通安全対策も必要であるというふうに認識おりますので、当然、今回の繰越しにつきましては、外構工事が、たまたま、うまく調整いかなかった部分もございますけれども、今後はそういったことのないように話を連携しながら、進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

小石弘和委員

積極的にお話をさせていただいて、早急に改善できるように、完成できるようにお願いをしておきます。

以上です。

松隈清之委員長

ほかありますか。

飛松妙子委員

教えていただきたいところがあるんですが、12ページの入札が不調だったためってことで、これはもう既に不調から入札が終わって進んでいるのかどうか、教えていただけますか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

一部の入札が不調ということで、当初の発注から遅れての再入札により、事業はもう工事を行っております。

で、当初の予定発注時期から、ちょっと遅れてしたことで結果的にちょっと繰越しをしております。

で、工事につきましては、7月上旬までの完成を目指して今取り組んでおるところでございます。

以上です。

飛松妙子委員

あともう一つ、2ページ。

国庫補助金が7,000万円ぐらい増えたということで計上していただいているんですが、増えたことによって、鳥栖市の工事が今年度進むのか。

それとも、当初で組まれたので進んで、また明許繰越とかになるのか。

その辺りはどのようになるのでしょうか。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

今回、歳入で7,000万円ほど増額補正をさせていただいております。

こちらにつきましては、先ほど答弁申し上げましたように、内示に伴う分で増額ということでお願いする分でございます。

当初よりも、今回、6月で工事の区間が増えるということになりますけれども、当然ながら、年度内完了を目指して、この分も含めて終わるように進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

飛松妙子委員

分かりました。

では、今現在ここに載っている分も、先ほど小石委員も言ってありましたけど、予定が遅れたりとかいうのがあるってということで御答弁を頂きましたけど、それ以外にも轟木・衛生

処理場線の改良とかもありますので、その辺りは順調に進んでいるのか。

その辺りを教えてもらってもいいですか。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

轟木・衛生処理場線につきましては、全体区間に対しまして、用地買収は全て完了しております。

以前に、店舗等もございましたので、そちらのほうの補償も終わりました、一部橋梁工事に昨年度からかかっておりまして、本年度も来年度もあと2か年ほどで橋梁工事が終わる予定になっております。

そういった構造物関係が近年に終わることによりまして、ある程度、後は一般分の道路改良になりますので、そんなにハードルが高くないのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

今のところ順調に進んでいるということだということで、分かりました。

もう一つ、ここが浸水地域で道路にもなりますので、近年、道路のところに浸水の標示がされていると思うんですが、ここから先は浸水20センチですよとか30センチ——その辺りも、この道路はされる予定でしょうか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

おっしゃっているのは道路の浸水の路面での標示のことだと思いますけれども、あれにつきましては、基本的にはアンダー部分の浸水箇所に対して、注意喚起のためにといいましょうか、車が進入しないようにということで明示をしております。

処理場線につきましては、そういった対象の場所ではございませんので、こちらについては監視カメラもつけておりますので、例年、今までどおり、必要な場合は通行止めの規制看板などで対応するというのでやっていきたいと思っております。

以上です。

飛松妙子委員

分かりました。

では、看板の設置、よろしくをお願いします。

また、そんなに大雨が降ったわけではないのに、やっぱり前回雨が降ったときも——今年ですね。車が片側に落ちていたりとか。狭かったというのはあると思うんですが。

1日も早い道路改良事業が進むように願っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

松隈清之委員長

看板の設置はないんですよね。今、轟木・衛生処理場線に関しては、浸水しますとかっていう看板の設置はないってことですよね。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

この先、冠水注意という看板は、今現在処理場線のナフコのところと、あと、県道から入ってくるところにそれぞれ設置済みでございます。

それと別に、大雨のときには通行止めの看板、あれを設置するという……、今申し上げたのは、私は通行止めの看板のほうを申し上げたつもりです。

冠水注意の冠水のおそれありの看板は設置済みでございます。

以上です。

飛松妙子委員

確かにあるんですけど、結構手前のほうにあるので、よかったら近くがいいかなと思ったんですが。

また、新たに設置する予定はなかったでしょうか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

実際に冠水する場所と冠水のおそれありの表示というのは、この先に転回してUターンできる場所に設置をしている、設置をするために場所を選定しております。

で、実際に通行止めする場合は、もうその場所で止めますので、十分に注意して通っていただきたいというのが一つ趣旨でございますけれども、こちらの設置の目的、選んだ目的としましては、ここでUターンして引き返してくださいというような場所で設置をしているつもりでございます。

以上です。

飛松妙子委員

分かりましたが、ちょっと見にくいかなと思ってですね。

私も気づいたのが最近といいますか、ここにあるんだみたいな感じだったので。

せっかく設置していただくんだしたら目につくところに設置していただいたほうがいいかなとは思っておりますので、難しいかもしれませんが、御検討のほどよろしく申し上げます。

以上です。

松隈清之委員長

ほかありますか。

齊藤正治委員

今の処理場線ですけれども、処理場線と中原鳥栖線のこの交差点は信号がつくんですか。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

現在、接続箇所につきましては、整備が終わっております、そちらにつきましては、今のところつく予定というのは聞き及んでいないところでございます。

実際に県のほうも完成形でまだつくっていないものですから、当然、そこに次期ごみ処理施設の計画途中でもありますことから、そういった計画が今後出てくれば、そういった話も出ているかと思っております。

以上でございます。

齊藤正治委員

そういう安全面も含めて、出てきましたら、ぜひここに信号をつけないと、いずれにしても非常に危険かなというような気がしますので、よろしく願いしたい。

小石弘和委員

もう一点ですけど、5ページに追加の道路改良の補正が組まれているんですよね。ちょうどユートクの北側。

この工事はどういうふうな工事をされるんですかね。

今、あそこの場合は、ガードパイプがずっとついてますし、舗装は終わっているような状況であって、じゃあそういうふうになっているなら、あそこが買物客が物すごい多いんですよ。萱方からとか、古賀町とか。自転車とか。

そうすると、ちょうどあの道路の幅で二、三日前交互通行やとったんですよ。

ユートクから出てくる人と、車と人とあそこで交差しているわけですよ。ちゅうことは、車自体と人がぶつかるような状況は何度もあるわけですよ。

舗装が終わったなら、あそこに少しそのガードを開けて、その歩行者だけの、自転車とか通れるような場所を造ってほしいんですよ。

これ、人身事故が起きますよ。あそこに資材とかなんとか置いてね。

もう舗装は今終わっていますよ。できれば歩行者の安全を守るためにそのくらいの配慮をしてやらんと。ほとんどがお年寄り、歩いての買物ですよ。

そういうような状況ですから、この工事の内容を今度は追加で補正されていけば、どういうふうな工事をされるんですか、というふうなことですよ。

普通、工事によっては、やはりそういう歩行者とか、自転車とか。買物弱者の方を、やっぱり道路に導かないでそこらを仮設でも造ってやってほしいなど。

その道路工事の内容を御説明ください。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

今回お願いしております、アスタラビスタ前の道路改良でございます。

こちらが、ちょうどここで記しております箇所の左側、西側でございますけど。

こちらのほうが、現在、委員おっしゃるところの工事をやっていた部分でございます、今、舗装が確かに終わっております、そこも入っております。

今回、この赤の部分が地権者が別であったものですから、なかなか交渉が進まなかったと。

今回、話が調って工事ができることになりましたので、ここについて側溝とか舗装をやる予定としております。

ただ、おっしゃるように拡幅部のスペースが若干、今回造ることによってスペースが出来ますものですから、そういった歩行者であったり自転車の一時的な通行帯として、できることを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

小石弘和委員

検討するじゃなくて、やってくださいよ。どうして検討するんですか、実施してくださいよ。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

現地が、確かに今回やることによって幅がずっと狭くなっている区間になりますので、幅員とかを見ながら、そういうのを検討させていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

西依義規委員

今の関連でいいですか。

幅員は何メートルから何メートルに拡幅するんですか、この場所。（「この図面にある車道7メートル」と呼ぶ者あり）

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

この田代大官町線につきましては、計画幅員が14メートルになっております。

車道で申しますと、7メートルの車道です。

交差点も、これにあと3メートルの右折車線が入りますので、交差点までは10メートルの車道幅員になります。

今回、この施工区間につきましては、交差点部から一般部に戻しますものですから、今言った幅員からずっと現状の幅員に戻るという形になりますものですから、幅員が少しずつ減っていくような形になっていく状況でございます。

西依義規委員

ここの部分は上の表記の自転車歩行者道両側3.5メートル掛ける2に当たらずに、右折レー

ンを造るんでこの幅が取れないっていうことなんですか。

松隈清之委員長

その3.5メートルがずっとあるのか、3.5メートルが減って、それが右折レーンに当たるのか。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

この5ページで申しますと、車道が今7メートルと、これは一般部の幅員になります。要は、交互通行の幅員と。

これに右折車線の3メートルが入りますもんですから、車道が10メートル。

基本的に、この両側歩道というのが、この交差点から池田下ため池交差点までの区間が両側歩道で考えておりました。

今言いましたバイパス側の交差点から、このアスタラビスタ前の幅員につきましては、片側の歩道で計画をしておりました、このアスタラビスタ側には車道が来るものという状況になっております。

西依義規委員

それは、もうきれいに設計が出来てそういうふうになる——小石議員のことは検討するけどできない、ということですよ。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

完成形としましては、確かにその歩道が家屋連たん側、虹が丘側のほうに歩道が出来るんですよ。こちらのアスタラビスタ側は車道が出来ると。

ただ今回、現道からアスタラビスタ側に広げてますもんですから、その分が一時的に現状使わない形になります。

ですので、そこを一時的な話でございませうけれども、暫定的に歩行者とかが通れるような工夫ができないかというふうに考えているところでございます。

西依義規委員

例えば、古賀町とか萱方町の方がアスタラビスタにお買物に歩いていくと仮定した場合は、どういう進路でこのお店に入るんですか。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

この交差点の隅切り部まで、基本的にはバイパス側の本線側の歩道が隅切りとして広がります。一部はこの市道側に斜めに取りつく形になりますんで、そこにたまりとして、歩道帯は出来ます。そこから、入り口がどこになるか分かりませんが、入っていただくような形になっていくというふうに思っております。

以上でございます。

飛松妙子委員

13ページの雨水調査委託もですが、取得に不測の日数を要したため委託料を繰り越しますと、これが今後どのようになるのかと、次の、調査委託に不測の日数を要し、工事着手が遅れたためということで、どこの場所かというのと、どのように今後なるのかを教えてくださいませんか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

雨水計測機器の設置につきましては、それぞれ水路のある場所で適当な場所を選定して設置することとしておりました。

一部、希望した場所での設置に、合意を取るのに時間がかかったということでそこを表しております。

委託料につきましても、これも現在発注をかけております。

現時点では、発注して追加の調査を行っているところでございます。

施工につきましては、申しあげましたとおり、そもそもの調査がちょっと遅れたために工事の発注が遅れてしまったところでございます。

それに加えまして、冒頭で申しあげましたとおり、工事着手後に、準備工事の段階で護岸の下が想定以上に軟らかいと、地盤が軟弱だということが分かったところもございまして、工事を取水期を外しまして、12月末まで、要は冬場の工事に先延ばしをしているところでございます。

以上です。

飛松妙子委員

今のお話の中で、何か所かあってっていうお話があったんですが。

不測の日数が発生している場所は、何か所中1か所っていう意味なのか、全部なのか。

では、ほかのところは何月までに終わっているのかとか教えていただければと。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

ここで上げております設置合意の取得で時間がかかりましたのは、1か所でございます。

全部の設置をした後で調査をしておりますので、ほかの場所については了解いただいたんですけど、そちらの設置まで済んだ段階で調査をスタートしたというところもございまして、それでちょっと時間を要したということになっております。

以上です。

飛松妙子委員

ということは、何か所かが分からなかったんですけど、全て12月までに雨水計測機器が設置されるということですね。

それで……。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

それについては、現在もうスタートしておりますので、設置もできておりまして、調査も行っております。

以上です。

飛松妙子委員

すみません、ほかの件でお聞きしたいんですが、雨水計測機器の設置ということは、防災面とかも含めてされるのかなと思ったんですが、そういう意味で設置されるってことでよかったですでしょうか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

ここで上げております計測機器の分につきましては、あくまでも調査のための分でございます、常設のものではございません。ですので、調査終了後には撤去するというところでございます。

以上です。

飛松妙子委員

分かりました。

あと、すみません、その上の道路防災対策工事。7月までに終わるっていうことでおっしゃったんですが、少し詳しく教えてもらっていいですか。

2,000万円、道路防災対策工事。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

こちらの工事につきましては、昨年度補正予算で2,000万円の予算を頂いております。

予算繰越しを3月でも御説明申し上げましたけれども、当初、2,000万円で緑ヶ丘のあそこの斜面を全て施工できるものとしておりましたけれども、同時に予算を頂いて行いました調査の結果、あそこののり面の地盤がちょっと弱いということで、施工方法を変えることになりました結果、この2,000万円では、一番奥から4分の1程度の分だけを行うこととしております。

残りの部分については、また予算を頂いておりますので、まず、奥のほうから順次整備を行いまして、その後、手前のほうののり面も同様に対応していくということで進めておりまして、今回上げておりますのは、その一番奥の分の施工に関する分の繰越しの説明を上げておるところでございます。

以上です。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

私も先月、現地を見させていただいて、大分進んでいるなと思ったんですが、また梅雨に入り、今後どうなっていくのかなっていうところで、完成は今年度と考えてもよかったですよ。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

御指摘のとおり、のり面の全体の竣工としては、今年度の完成ということで考えております。

以上です。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

あと、すみません、この費用に載っているかどうかが分からないんですが、放水路の横にある道関係とか、結構傷みが激しくなっていたりとか、ガードパイプが傷んでいるとか、そういう予算はこの繰越明許の中とかに含まれてますでしょうか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

ガードパイプ等の交通安全施設の分につきましては、当初予算で計上している分でございます。

この今回の事業で上げている分につきましては、13ページの繰越しにつきましては、道路照明に関する予算でございますので、この6月補正で上げているものにつきましては、ガードパイプの類いの交通安全施設については含まれておりません。

以上です。

飛松妙子委員

ガードパイプに関しては、私も平成29年に一般質問してから年次的にさせていただくことではおっしゃっていたんですが、本当に進んでいるのかなという、予算がそれだけについているのかなっていうところでは思っておりますので。

建設部の皆様も一生懸命していただいていることとは思いますが、ぜひとも、さらなる力を入れていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

西依義規委員

飛松委員から最後あったんで、ちょっと私も。

11ページの舗装が出てますけど、これはこれでいいんでしょうけど。

牧瀬議員が一般質問でスマートフォンとかを使って、ガードパイプの壊れたところを市民の方から募集して、そういったのはどうですか。

ちょっと答弁はあんまり覚えてないんですけど、あれの担当課としての——長所短所あるんでしょうけど、もし導入する場合の課題とか、どういったものが弊害になって——僕はえらいいい制度だなと思って。

もちろん、委員長も何か以前提案されたことがあるっておっしゃったんですけど、その検討をするに当たってこんなところが問題なんですよっていうのがあれば教えていただきたいんですけど。

斉藤了介維持管理課管理係長

道路の——今、全国的に市町でそういうアプリを使って報告をいただいて、写真つき位置つきでということ。

その情報というものを調査しまして、大体3種類ぐらいありまして、市とか町独自でアプリをつくるというものです。結構高いお金で運用するやり方。

それと、牧瀬議員が言われたのが共有するようなものを企業さんが作りまして、比較的安価でできるということであれば、たしか月3万円ぐらいでできるということです。

それともう一つが、福岡市とかがLINEを使ったもので、これが大体月8万円ぐらいかかってくると、アプリでですね。

課題としては、どこの自治体も私も聞き取りをしたんですけども、やっぱりそのアプリに登録をまずしていただくってということで、そういうことを周知——市民の人なりですね。

まず、登録の手間がかかりますので、どうやって周知をして参加をしていただくかというのが課題になってくるって聞いています。

ですから、例えば3万円で、大体市と同じぐらいの自治体で、月に二、三十件ということでは言われましたので、大体1件当たりで言いますと1,000円とか。

情報収集料としてはそういうふうになってきますので、それが高いか安いかということになってきますので、運用するにはとても私たちも把握をできて、その手段の一つになってくるのでいいと思いますけれども、その費用をどれぐらいかけるのかということが一つ。

どれだけ参加していただくような周知の仕方になるのかということが課題になってくるかなと思っています。

以上でございます。

西依義規委員

費用であれば安心しました。

それであれば、今現在かかっている分の費用を減らせばその分出るっていうことですよ。だから、それ以外に何か課題があるのかなと思ったんで。

いやいや、そういう個人情報とか何たれこうたれとかいろいろあるのかな——それはない

ってということで、もう費用さえクリアできれば、今の人頼りのパトロールから徐々にシフトすることも検討としては可能ということですよ。

いかがですか。

斉藤了介維持管理課管理係長

今は電話とか、実際窓口に来られたりして情報収集をしていますので、それで私たちが現場に行くということの手間は、当然変わらない。

それか、情報がもうちょっと集まってくるので、私たちが現場に行くのがちょっと増えるような形になると思います。

それぐらいかなと思います。

ですから、パトロールが減るかって言いますと、当然、パトロールは陥没とか、それを減らして、そっちの情報を頂くほうに回すかどうかというのは、またちょっと別な形になると思います。

私たちがパトロールというのは必要っていうことでしていますので、減らすべきかどうかというのは分からないですけど。

以上です。

西依義規委員

一般質問で聞きよって気になったんで。分かりました。

松隈清之委員長

今のは、結局パトロールに何を求めているかによると思うんですよ。

見つけるんだったら、例えば、一時期併用して、投稿のほうが圧倒的に効率がいいってなれば、ある時期からパトロール減らしてもいいと思うし。

当然、登録してもらって、言うたら投稿する人のインセンティブが薄いということであれば、例えば、今後マイナンバーカードとかでポイントを付加することとかもできるんで、そういったインセンティブを設けるとかしてやっていくことで、よりそういう、市民からしたら、もういちいち役所行かんでいいとか大きいと思うんですよ。これ気になつとるけん、どうにかしてほしいとかって。

だから、全くインセンティブがなければやらないということでもないだろうし。プラス、インセンティブもあれば、よりそういう投稿もあるのかもしれないし。

で、単にお金のことじゃなくて、やっぱりそれで市道の管理瑕疵とか、言うたら事故が起きると保険で対応はできるかもしれないけど、やっぱり気持ちの上では嫌じゃないですか。一応、管理瑕疵ってなるわけだから。

だから、よりそこで事故が未然に防げるっていう意味でも、早く見つけますって今までは

っと答弁されてましたけど、やっぱり現実的には、パトロールでそれやろうと思ったら、なかなか難しいですよ。運よくそういう所に遭遇しなければ。

だから、そういう意味では7万市民の目を使って見つけるっていうことは、効果があるんであれば、十分検討の余地はあると思います。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、建設課及び維持管理課関係議案に対する質疑を終わります。

では次に、都市計画課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

午後 1 時58分休憩



午後 2 時 9 分開会

松隈清之委員長

再開いたします。



都市計画課審査

議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

報告第2号繰越明許費繰越計算書について

松隈清之委員長

これより、都市計画課関係議案の審査を行います。

議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）及び報告第2号繰越明許費繰越計算書についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

榎浩喜都市計画課長

議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）のうち、都市計画課分につき

まして御説明申し上げます。

資料は、建設経済常任委員会補正予算説明資料に基づき御説明いたします。

歳入でございます。

資料の14ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節2都市計画費国庫補助金につきましては、国の社会資本整備総合交付金の内示に伴う補正でございます。

内容につきましては、公園施設長寿命化対策支援事業といたしまして、文化会館の大規模改修に伴うもの。都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業といたしまして、朝日山公園の豪雨対応の防災対策に伴うもの。都市公園事業といたしまして、市民体育館の大規模改修及び園路・駐車場等の大規模改修に伴うものでございます。

15ページをお願いします。

款17県支出金、項2県補助金、目5土木費県補助金、節1都市計画費県補助金につきましては、県の緑の景観づくり事業補助金の内示に伴う補正でございます。

内容につきましては、市民公園第2駐車場の両脇の緑地帯の剪定及び支障木の伐採並びに朝日山公園の危険木伐採を行うこととしております。

次に、その下でございます款23市債、項1市債、目3土木債、節3都市計画債につきましては、最初に説明いたしました国の社会資本整備総合交付金の内示に伴う市債分でございます。

次に、歳出でございます。

16ページをお願いいたします。

款8土木費、項4都市計画費、目2公園管理費、節12委託料につきましては、歳入で説明いたしました県の緑の保全整備事業に要する経費を補正するものでございます。

次に、その下、節14工事請負費につきましても、歳入で説明いたしました国の社会資本整備総合交付金の内示に伴う補正でございます。

内容につきましては、朝日山公園の防災対策工事、市民公園の園路・駐車場等の大規模改修に要する経費でございます。

ここで、市民公園事業について、工事内容を本田参事から御説明をいたします。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

市民公園の大規模改修の設計が5月末日に完成いたしておりますので、今後の工事予定箇所を御説明したいと思います。

資料を作成いたしておりますので、今から配付をいたします。

〔資料配付〕

まず、今回の市民公園大規模改修につきましては、令和2年度の3月補正7,500万円、令和3年度の当初予算1億円。

また、今回、国の3月末の内示を受けて6月補正に計上させてもらっています2,000万円を合わせまして、1億9,500万円を順次効率よく令和6年度に開催される国スポ、それから全障スポに向けて、さらに、今後の公園利用者が快適に利用されることを目的に国の都市公園移動等円滑化整備ガイドラインに基づき設計を行っていきまして、改修整備をするものでございます。

それでは、資料の説明に入らせてもらいます。

最初に、市民文化会館の下、日本庭園部分になります。

日本庭園につきましては、樹木伐採、抜根、石撤去工事については、第1駐車場予定部分と第1運動広場予定部分に分けて発注を行って、駐車場予定部分を株式会社龍建設が2,039万4,000円で落札しております。

それから、広場予定部分については、株式会社牟田林業緑化が1,633万5,000円で6月10日に契約の締結を行って、工事を終了次第、駐車場の舗装広場の工事を発注していきたいと考えているところでございます。

それから次に、市民球場、市民プール施設方面の動線であります階段、スロープ。

これを現在の基準での改修をしたいと考えております。

体育館前のモニュメント広場につきましては、利用者の憩いの場となるよう円形LEDベンチ、芝生、低木を配置して、緑と、夜には光の演出をした設計となっているところでございます。

また、体育館周りの舗装インターロッキング、駐車場の全面改修を行って、これまでの工事請負費として1億9,500万円を予定いたしているところでございます。

今後の令和4年から5年につきましては、第1駐車場東部分の駐車場の緑化ブロックを一部行って、それから舗装、西東合わせて、現在の駐車台数が約270台から約440台となって、約170台の増加となる予定でございます。

また、トイレについても、今の遊具広場のところがございますけれども、それをもう撤去しまして、中央のほうに持ってくるということで、誰もが利用しやすい位置に新設置を予定いたしております。

次に、中央園路。

1番の文化会館前の園路部分、それから文化会館前のレンガタイル部分を一体的に浸透性インターロッキング化を行い、最後に、遊具広場。これは幼児向け、小学低学年向けなんですけれども、それを設置したいと考えております。

以上、説明を終わります。

榎浩喜都市計画課長

補正予算説明資料に戻っていただきまして、17ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

市民公園整備事業のうち、園路・駐車場等大規模設計委託につきましては、5月31日に完了いたしております。

その下、市民公園改修工事につきましては、日本庭園の樹木伐採撤去などの工事を6月10日に契約し、履行期間を10月15日までといたしております。

次に、公園施設長寿命化事業につきましては、八ツ並公園のステージ及び遊具の改修を6月3日に契約し、履行期間を9月17日までといたしております。

その他の都市公園につきましても、順次、遊具やベンチ等の改修を進めていきたいと考えており、3月初旬に完了予定といたしております。

以上、議案の説明を終わります。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

飛松妙子委員

御説明ありがとうございます。

今、資料を頂いた市民公園の大規模改修事業の設計概要図で質問させていただきたいんですが、まず駐車場で、障害者用の駐車場はどこに設置予定でしょうか。

また、野外トイレにオストメイトトイレ、多目的トイレがあるのかどうか、まずお尋ねいたします。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

まず、御質問の身体障害者用駐車場につきましては、第1駐車場（東）、308台とありますが、うち身障者6台ということで書いております。

そして左側と遊具広場のところに身障者マークが見えますかね。

左側が4台と遊具広場のところに2台ありますけれども、ここの部分が第1駐車場（東）の身障者6台になっております。

車椅子マークが……（「このちっちゃいの」と呼ぶ者あり）東が6台ございます。西も6台あります。

それから、野外トイレのオストメイトについては、野外トイレにはオストメイトはつかないようになります。

身障者用のトイレはあります。そして、その中でおむつ用のかい——大人も使えるおむ

つ用もごさいます。

以上でございます。

飛松妙子委員

まず、身障者の駐車場なんです、これは屋根つきでしょうか。

雨が降った場合に、屋根がなければもうぬれたまま降りないといけないということになるんですが、その確認と、あと、野外トイレにオストメイトはないけど多目的トイレがあると
言われたんでしょうか。もう一度教えてください。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

まず、身障者用のところに屋根があるかという御質問ですけれども、屋根はございません。

それから、野外トイレにつきましては、多目的トイレの中に、オストメイトはありません
けれども、大人用のおむつ替えができるシートはあります。

以上でございます。

飛松妙子委員

多目的トイレがあるということですが、せっかくだったらオストメイト、水道が、中に
蛇口があって流せるようなところをつけていただけるといいと思うんですが。

そこをもう一回検討していただければなと思います。

それと駐車場で屋根がないということで、もうちょっと文化会館に入る出入口の近くに身
障者用の駐車スペースを設けることはできないんでしょうか。お尋ねいたします。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

まず、身障者用の配置につきましては、今とあんまり変わらない位置に——一番近いとこ
ろは、文化会館のところには今2台あるみたいなんですよね。

それとあんまり距離的には変わらない位置にございますんで、ここが適切ということで判
断させてもらっているところでございます。

以上です。

飛松妙子委員

現在、小ホールの入りの近くに身体者障害者用の駐車スペースが2台あると思うんです
ね。そこは生きるということで考えてよろしいでしょうか。

松隈清之委員長

西のほうにも身障者用5台ありますよ。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

今の身障者用の場所につきましては、第1駐車場（西）の出口になることから、そこはな
くなる予定でございます。

そして、配置としては、2台から文化会館寄りには5台、身障者用を追加しているところでございます。位置関係については、かなり前の小ホールに近い位置になっておりますので、問題ないかとは考えております。

以上でございます。

飛松妙子委員

では、この西の駐車場が一番小ホールに近いということなのですが、できましたら屋根までつけていただけると、雨の日とかの利用もしやすくなるんじゃないかなと思うんですが。

今後、検討課題でしていただければと思いますので、オストメイトトイレと併せてよろしくお願いいたします。

それと、遊具広場のところで、雨よけの屋根がある……、休める場所……（「あずまや」と呼ぶ者あり）をどのように考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

遊具広場のあずまや、パーゴラにつきましては、ここを見守る、例えば遊具広場の遊具があります。それをお母さんたちが見守るような配置のほうに、今いたしております。

以上でございます。

飛松妙子委員

ということは、屋根つきのそういう場所を設置していただくことでよかったですでしょうか。

前は藤棚とかいう話が出ていたんですが、新たにそこを設置していただくことでよかったですでしょうか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

今の設計では、あずまやプラス藤棚みたいなパーゴラ。これが半分ずつになっているところでございます。

これについては、公園施設長寿命化事業費を使っていますので、今あずまやがありませんので、それと併せてやっていきたいなというふうな考えでいます。

以上です。

小石弘和委員

今、このような図面を頂きました。市民公園大規模改修事業設計概要図。

これを令和3年度と令和5年度までに完成と。令和5年度までに間違いなく完成しますか。

それと今、いろいろこの委員会の中で要望が出ております。

これ、変更できるわけですか。もうこれ大体図面が出来とるでしょう。

これを変更するというようなことを検討してくれって、検討されるわけじゃないでしょうもん。お答えください。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

まず、令和5年までにできるかということで、かなりの多額の金額がここに投入されることから、令和6年度に開催される前までには完成をしたいというふうに考えております。

それからもう一つ、計画変更についてはトイレとかの設計はもうかなり出来てますんで、オストメイトをつけるっちゅうことはできなくて、今後オストメイトとかをつけるならば、市民体育館とか文化会館が改修します。

この都市公園事業、公園長寿命化事業で改修しますので、屋外の中にオストメイトのほうは設置するというふうにいたしたいと思っております。

それから先ほど言いました屋根とかそういった設計については、お金次第なんですけど…

小石弘和委員

お金次第じゃないよ。結局できるかできんかという問題を私は聞いているんですよ。

いろいろ変更ができるならこういう概要図を出す筋合いも何もないわけよ。

しませんでしょうもん。はっきり。

松隈清之委員長

まず、変更について、できないんだったらできないと言ってもらっていいんですけど。

例えばできるようなら、今後できる余地があるなら、検討の上ですよ。

一委員の意見なんで、必ずしもそれが絶対やらなきゃいけないとは別ですけれども。

検討の余地があるならば、検討していただいていい。

ただ、屋根つけるんだったらそこだけ屋根があっても多分ぬれちゃうので、そうしたら、もうずっとその通路に屋根をつけるっていうことも考えなきゃいけないと思うんですよね。

だから、今度はそこだけ屋根があればいいというわけではなくなるんで。

そこも含めて、もし検討できるようなら検討していただいてもいいけれども。

できないならできないと言っていただいていいんですけど。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

多少の変更はできるとは思いますが、大規模に変更とか、この位置関係を変更することはできないと思っております。

以上です。

飛松妙子委員

かなり厳しいというお話も頂きましたが、佐賀県はユニバーサルデザインを売っていますし、また、合理的配慮の障害者差別解消法も、今回、企業関係にまで義務化をされるっていうところもございますし。

やっぱり鳥栖市——行政がそういうところの配慮ができないこと自体がちょっと遅れているっていうことにもつながりますので、改善できるのであれば、考えて改善をしていただきたいなと思います。

どこを見ても大体、文化会館とかいろんなところ行くのに屋根がついてきちんとそこで降りられるようにとか、止まれるようになっていくところもある中で、なかなか、せつかく改善するのに、改修するのに、そこが改善されないっていうのは、やっぱり鳥栖市としてはちょっと遅れているんじゃないかなと思いますので、そこはきちっと指摘をさせていただきます。

以上です。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

西依義規委員

今さら変更できるかできないかって話なんで言いにくいんですけど、ぱっと見た駐車場の幅が、写真がどうも何か狭いような気がする。

これは何かの基準、どっかを参考にと幅とかどういうふうになってるんですか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

幅は今の駐車スペースと変わってはいません。

身障者用だけは、身障者用の幅をマニュアルに沿ってやっておるところでございます。

以上でございます。

松隈清之委員長

古い駐車場は割と狭いですよね。2.5メートルぐらい。

で、最近割と3メートルぐらい取っている駐車場も増えてきたんですよね。

台数が少なくなるとのバランスが出てきますんで一概には言えんですけど。

ほかありますか。

内川隆則委員

改修が不可能でしょうけど、モニュメント広場ってあるんですよね、今噴水があつて。今こういうイメージで絵を書いているけど。

なかなか運動広場が狭くて、駐車場が狭くてというふうなことで、せつかくの日本庭園を崩してまでこういうふうにするならば、モニュメント広場も要らんんじゃないかというふう

思うんですけどね。

だって、第1運動広場を造るならば、第2運動広場でも造ったほうが最も合理的で、やりやすく、活動しやすいような格好になるから。

何でこげなもんば造るかというふうなことが、金もかかるのに、そして、運動広場が狭くなるのに。狭くなるというか、最も広く造っていいのに。

こんなの不必要じゃないかというふうに思いましたが、変更はできないならば、天井向いてつば吐くようなもんですけれども。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

モニュメント広場については、やはりこの市民公園の中心ということで、このモニュメントはたしか市制50周年事業だったと思いますけれども、そのとき建てられた建造物を利用いたしまして、市民体育館とか、この集まるところに円形のLEDベンチというのを置かせてもらいますけど。

それによって皆さんが、安らぎの場ということで作成しているものですから。

ここに運動広場とかを持ってきたらば、この市民体育館に来る大型工事用車両とかそういったときもございます。

それがなくなりますので、これについては、広場的なものは造らないようにしたいと考えておる次第です。

以上でございます。

内川隆則委員

何かもう取ってつけたような話を一生懸命されたが、体育館に大型トラックが入るときには、運動広場は使わないようにすればできる話で、簡単なことだけ。

もう設計図が出来上がってしまっても変更が利かんっちゃうのは、もう言ったって一緒でしょうけど。

言ったっちゃ一緒でしょうけど、言いました。

松隈清之委員長

こういった広場に、例えば車両とか、緊急時のことも含めてある程度のスペースを取るっていうのは、それはそれで合理性はあると思うんですけどね。

あと、ただ、例えば、ここに災害時に何かこういうことに使えますとか、そういった機能とか特にないですか。

市役所って何かそういうのありましたよね。ここが避難場所になったときには、何かこういう何とかベンチがあるとか。

だから、別にないといけないというわけではないんですけど、一定の広場として残さ

ないかんのは分かるんで。

じゃあ例えば、災害時にはこういう活用もできますとかっていうこともあると、ちょっと説得力もあるのかなと。

検討していただくだけで結構なんで、別に答弁は要らないですけど。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

市民体育館が災害時の避難場所になると思います。

今度、エアコンの工事に入りますので、その中で、第1運動広場とかモニュメント広場については、そういったテントとか仮設トイレを設置すれば、大規模災害の時に非常に役に立つかなというふうに考えておるところでございます。

松隈清之委員長

そういったところも含めてやっぱり説明していかないと（発言する者あり）モニュメントが要るかどうかは分からんけど、一定のスペースは要るっちゃうことですね。

古賀和仁委員

今のモニュメントのところの関連なんですけど。

ここは何かする場合、ここにLEDベンチというのを設置するというふうには書いてあるんですけど、これちょっとイメージ的には分からないんですけども、電気がついたベンチというイメージなのか。（「写真がここに」と呼ぶ者あり）

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

LEDベンチにつきましては、座席の下のほうにLEDをはわせまして、そこが光る。ずっと周りを全部照らすという意味になっております。

以上でございます。

古賀和仁委員

一日中照らすというか、夜だけ照らすっていう意味ですか。

どういう形のイメージで——そのベンチ自体が、例えばガラス張りとかそういうふうになってるっていうことなんですか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

単純に言うなら、周りのほうにずっとLEDが、ロープ状のようなものがずっと入ってるんですよ。

それが夜しかつきませんが、昼照らしたって一緒なんで。

夜だけで例えば時間で照らすか、それか日が照って反応するやつがありますんで、それによって夜になったらつく、暗くなったらつくという仕組みになっているところがございます。

それは照明も一緒です。他の公園照明もそれと一緒にになりますんで、公園照明がいたらこっちのLEDの照明もつくようになります。

以上でございます。

古賀和仁委員

座るところはどういう材質でつくられるのか。ガラス——電気を使うならそれが全体輝くようにつくるのか、ベンチ自体が普通の材質のものをつくるのか。

その辺はどうなんですか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

写真にもありますように、石風の大理石よりも一つかなり安い素材になりますけれども。大理石はかなり高いんで、その下のランクのほうにしたいというふうに考えておるところでございます。

このパターンが2パターンしかなくて、プラスチック系とこっちの石系とが、今、通常こういったベンチのほうに採用されているところでもあります。

よくここについては、東京都の都会のほうの待合椅子とかそういったところに採用されているところでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

先ほど駐車スペースが狭いんじゃないかというふうなお話がありました。

これ308台のうち、この第1駐車場（東）。これ、何平米あるんですかね。全体の平米数、何坪ですか。この308台、うち身障者6台。何平米あるんですか、これ駐車場に。

そしてこの緑化ブロック駐車場。これ部分採用イメージ、これ全部この308台になされるわけですか。

それからモニュメント広場。これ名前もおつけになるわけですか。

その3点ちょっとお伺いします。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

まず、第一の質問の第1駐車場（東）の平米数については、今手元に資料がなくて、何平米かお答えできません。

次に、緑化ブロックについては、部分採用ということで決めております。緑化ブロックは結構値段がいたしますので、主要なところに配置をしたいというふうに考えております。

それからモニュメント広場につきましては、名前的には、設計上つけてますけど。そこは、名前……、検討いたしたいと思います。

以上でございます。

小石弘和委員

この平米数、分らんわけですね。

これ、第1駐車場（東）の308台。いや、私が言うのは、今先ほどから2.5メートルぐらいの幅しかない。1台の駐車場は大体13.2平米要るわけですよ。

その部分的なものがね、これ308台掛けてみるとね、分かるわけですか。

それだけ1台分13.2平米なからんとね、大きな駐車場整備ができないというふうなことですよ。

ぎしぎしでは必ずいろいろな問題が出てくると私は思います。

先ほど駐車場が狭いと。2.5メートルぐらいしかないんじゃないかというようなことだったから、今その308台のうち、何平米ありますかというようなことをお聞きしたんです。早急に調べてください。

以上です。

松隈清之委員長

今言われたところでいくと、面積の中に通路とか入れられないってことですかね。

小石弘和委員

通路を入れて1台13.2平米以上。

松隈清之委員長

そうしたら、通路の入れ方次第によってその面積変わってきますよ。

小石弘和委員

全体的に、通路は大体規定の1台当たりの通路を入れてこういうふうな並びにすると13.2平米。4坪ぐらいは要るっちゃうわけです。

西依義規委員

今の鳥栖の施設がありますよね、サンメッセとか。

ほかのところ調べてもらって、市役所とか。

で、この計画がそれよりちょっと広いとかそれぐらいならいいんですけど。

その辺を公共施設の標準の幅とかを教えていただけたらありがたいです。

松隈清之委員長

採決前にそこは調べられますか？採決前に御報告できますか？今日は無理だろうと思うんで。

じゃあ、採決前に御報告ということで。

飛松妙子委員

市民体育館の近くの駐車場がこの第1駐車場になるのかなと思うんですが。

国スポ関係が鳥栖でも開催されるということで、この市民体育館も障害者の方が来られて

の競技があると思います。

それで、その中には、応援される方々も、もしかしたら、そういう障害を持った方が応援に来られるのではないかなと思うんですが、そうなったときにやっぱりこの地図から見ると結構遠い場所にあるなっていうのがすごく感じられて。

本当にこれでいいのかなっていう気がしてしまいますので。

今、駐車場の件でまた再度、いろいろされると思うんですが、そのことも併せてちょっと御検討いただければと思います。

松隈清之委員長

身体障害者の駐車場から遠いですかね。

例えば市民体育館とか、市民球場とかに行くと、逆に文化会館に近いほうは遠くなるっていうことになるし、どこ基準で考えるかによって多分……。

飛松妙子委員

だから、施設を基準にそこにどういう方が行かれるのかっていうのを基準に、やっぱり駐車場って造っていくことがすごく大事じゃないかなと思っておりますので。

市民体育館を利用される方が障害を持った方であれば、どこに駐車場を持っていくと一番使いやすいのかなっていうところで考えると、今のこの図面でいくと、市民体育館からこの障害者の駐車場まで何メートルあるのかな、途中で障害物は何があるのかな、車椅子で行けるのかなと。

中には精神障害を持った方もいらっしゃるかもしれないので、近くに障害物とか、視覚障害者の方とかいらっしやったら、障害物がないのかなとか。

その辺も含めると、やっぱり近くにあったほうが使い勝手もいいですので、御検討いただきたいなというところはすごくあります。

松隈清之委員長

何が正解か、僕はちょっとよく分かりませんが、そこら辺も踏まえてコンサルと協議をされたんだろうと思うんですけど。

想定ですよ、今言われたの。

どういう使われ方……（発言する者あり）どうですか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

この配置については、コンサルと綿密に話もしまして、それとあと、やはり入り口と出口のほうが一番車の動線がありまして。

それによると身障者の配置のほうをこのようにさせてもらっているところがございます。

あと、身障者が通るところについては、サインとかいろいろそういったことで対応したい

というふうな考えでおります。

以上でございます。

飛松妙子委員

体育館を使うのを想定して、こういう設置をされたということによかったんでしょうか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

そうでございます。

飛松妙子委員

ちょっと私的に見るとかなり遠いように感じますので、せっかく部長も県から来ていただいて、ほかの体育館はどのように身体障害の方に対してされてらっしゃるのか、見ていただいて、聞いていただいて、再度検討し直していただいたほうがいいんじゃないかなということをお願いしておきたいと思います。（「部長は国からです」と呼ぶ者あり）国から。

西依義規委員

飛松委員がおっしゃってたんで、駐輪場がありますよね、市民体育館の北側に。

その左側、段差はあるんですかね、この空間に。

野外トイレの南側とモニュメント広場の間の空間。

できるだけ市民体育館に近いところに、やっぱり通常施設の近くにあるんで、そこが平坦であれば、そういうスペース、それは段差になっていけばちょっと難しいですし。

この高低の差はあるんですか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

高低の差はございます。

そこに国旗台が3つほどございます。

以上です。

西依義規委員

モニュメント広場のどこかにそういう駐車スペース——モニュメント広場までは車で来られるんですか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

まず、モニュメント広場には、通常は入れないようにゲートをつくっております。

しかしながら、いろいろ作業車とか入りますんで、その場合はここを開けて通行できるようにはなっております。

以上です。

西依義規委員

だから飛松委員がおっしゃったように、一番体育館に近いんであればこの左下野外トイレ

の斜め前に障害者の方が止められて、下の高低差があるところを降りられて、体育館に入るということになりますんで。

やっぱりどう考えたって、まず高低差があれば、ちょっとあり得ない、多分駐車場かなと思うんですが。

高低差がなく市民体育館に入れないと僕はいけないと思うんですが。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

体育館に入るのはスロープをかなり広めに造る予定でございますんで。

そこについては、インターロッキング、プラス、スムーズに行けるように設計をさせていただきます。

以上でございます。

飛松妙子委員

この身体障害者の駐車場って多分、複数の人が来ることを想定されていらっしゃるのかもしれないんですが。

1人で車を運転して来られる身体障害者の方もいらっしゃるって、そういう方が雨の日にここに降りて、ずぶぬれになりながら車椅子を自分で運転して中に入って行くことになるのではないかなと思っていますので、やっぱり近めのところに——屋根があるのがベストなんです——駐車場を造っていただきたいなというところを、もう一度申し上げたいと思います。

松隈清之委員長

駐車場は、市民体育館もそうだし文化会館を使うことを想定されて、なおかつ、遊具広場もそこに来る人も想定されて、それぞれ多分配置されてるんですよね。

だから市民体育館のためだけの障害者用の駐車場ではないってことでこういう感じになってるんじゃないですか。

西依義規委員

だから、そうやって何でもってすると実際使いにくくなると思う。

やっぱり一つ一つを丁寧に見らんといかん。

で、もっと言うなら、この図面をもう障害者団体の方にお見せして、それぐらい僕は普通あってもいい——もちろん100%は無理ですよ、向こうのおっしゃること。

けどそこで、ここまでならできますよっていうぐらいの配慮があってもいいのかなとは思っています。

以上です。

飛松妙子委員

市民体育館にこだわっているのは、国スポが障害者用の市民体育館、障害者用のスポーツとしてここにありますよねと。

そうなったときに、障害者用の駐車場はこんなに遠くて大丈夫なんですか。

やっぱり近くにあるのがベストじゃないかなと思って申し上げます。

市民体育館は障害者の方使わないでくださいよっておっしゃるんだったら、それはそういうことなんだろうなと思います。

国スポも使うように設定をされております。

そのための改修だと思っておりますので、そこを申し上げます。

で、それぞれにやっぱり身体障害者の駐車場っていうのはないといけないと思っておりますので、台数を減らしてでも一番近いところにあるのはもう当然だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

もう一つ、その改修に当たって、そういうことを想定しての、課がまたがると思うんですが、それぞれに都市計画課はこの駐車場、でも体育館は健康福祉みらい部、それぞれに違うもんですから、その辺の話合っていうのは、課をまたいでされてらっしゃるのかどうかっていうのはお答えできますか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

当然、この施設——市民体育館、文化会館につきましては、うちの都市公園事業、長寿命化事業をしておりますので、国にもうちのほうから全て申請を上げております。

そういったことは綿密な協議をいたしております。

以上です。

飛松妙子委員

では、鳥栖市としてそういう課をまたいで打合せをした結果、駐車場がこの配置になったということですね。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

そうでございます。

松隈清之委員長

駐車場の広さがこれはちょっと広がるんですかね、障害者用のところって広がるんですかね。

であれば、若干どこに配置するかで台数が変わったりすることあるかもしれないですけど。変更は多分可能だとは思っていますよ。

ただそこは、いや、今のはお一人の、一委員の意見なんでそれに全て左右される必要はないですけど。

例えば、こうしたほうがいいとかああしたほうがいいとか、もしそういういろんな障害者の方の意見があれば、そこはある程度聞いていただくのも大事なかなと思います。

よろしいですか。

西依義規委員

朝日山公園の危険木伐採、ありますよね。

もちろん限定的な予算なんで、今回、この木とこの木を切りましょうみたいなやつだと思っただけです。

その朝日山公園自体を危険木がもう今回で終わるのか、もっともっとあって、年次整備をしていくのかとか。

要は、絵っていうか、こういうふうに整備をしたいんだってという絵面があれば、何か教えていただきたいんですけど。

最終的には、朝日山公園こういう形になりますと。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

まず、今回の緑の保全整備事業、ほとんど市民公園がメインとなっております。

朝日山については、1本危険木がありまして、それを伐採すると。

その木については、BSカントリークラブのほうの柵のほうにかなり寄りかかっておりまして、台風とか来たらもう——中が空洞になっております。それを今回、切る予定でございます。

それともう一つ朝日山の樹木の伐採、危険木とか、そういった景観のために切ることがありますけど、今、県のほうで頂上のほうの見晴らしをよくするためにちょっと切ろうかという計画はいたしているところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

一般質問させていただいたんで、その芝広場ってありますよね。

そこに行くのが、もうちょっと整備をされたほうがいいかなと僕はちょっと思った——例えば行く道に少し、柵じゃないけど、自動車が通りやすいような整備とか、トイレを改修するとか。

そういったのは今後検討されていくのかどうか、全く脳裏にないのかどうか、そこだけお尋ねします。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

芝広場に行く道につきましては、今回、豪雨の災害箇所と。

災害の起こるところになっておりますので、それを改修する予定でございますので、そこ

松隈清之委員長

これより、国道・交通対策課関係議案の審査を行います。

報告第2号繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐藤正己国道・交通対策課長

国道・交通対策課関係分といたしまして、報告第2号繰越明許費繰越計算書について御説明させていただきます。

委員会資料18ページをお願いいたします。

款8土木費、項4都市計画費、事業名、国道3号鳥栖拡幅用地先行取得事業につきまして、3月議会で2,411万3,000円の繰越予算の承認を頂いておりまして、最終的に2,084万3,000円の予算を令和3年度に繰り越すことを御報告するものでございます。

繰越しにつきましては、用地交渉におきまして補償内容等の合意を得るのに不測の日数を要したことによりまして、移転補償費等を繰り越すものでございます。

現在、全ての権利者と契約を締結済みでございまして、取得する補償物件の全ての移転の完了を本年の12月末を予定してございます。

以上、国道・交通対策課関係分の御説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

内川隆則委員

今の説明は、これで全ての3号線拡幅は終了すると、ピアントスまでやろうばってん。

佐藤正己国道・交通対策課長

拡幅の用地先行取得事業の分につきましては、これで終わる形になります。

内川隆則委員

あとは？

佐藤正己国道・交通対策課長

まだ、佐賀国道事務所が用地買収する分等が幾らか残っておりますので、まだ事業自体は継続していく形になりますけれども、鳥栖市が受け持っております拡幅に係る用地の先行取得事業はもうこれで終わりという形になります。

以上でございます。

内川隆則委員

いや、だから、あとはどれだけ残っとるかっていう。国土交通省とか言わんちゃよか。

増田義仁国道・交通対策課道路・交通政策係長兼建設課庶務住宅係担当係長

国道3号鳥栖拡幅事業の用地につきましては、昨年の末の数字で、用地進捗率は約89%ということで、あと1割ほどの用地が残っている状態でございまして、件数にしまして数えますと、今7件ほど、まだ未契約の分が残っているような状況でございます。

内川隆則委員

それは理由として、地権者との折り合いですか。もしくは、国からの予算がつかないのか、どっちですか。

増田義仁国道・交通対策課道路・交通政策係長兼建設課庶務住宅係担当係長

残っている用地につきましては、今聞いているところで見ますと難航しているようなところはございませぬので、予算の配分に応じて取得をお願いしている状況でございますので、予算がつけば用地も自然と終わっていくような状況であると思っております。

内川隆則委員

ちなみに、今年度はどれだけつけられているの？

増田義仁国道・交通対策課道路・交通政策係長兼建設課庶務住宅係担当係長

本年4月末に国土交通省のほうで公表されている資料によりますと、用地補償費で2億1,300万円の予算が措置されておりますので、その中で対応できる分を今年度していただいて、残りを翌年度以降ということになってまいります。

内川隆則委員

私が言いたいのは、きちんとその辺を整理ができるようにして、一くくりをして、そして、ピアントスから先をどうするかという継続的な工事が見通せるかどうかということ、今までも言ってきたし、それを継続しなきゃいかんと思うわけよ。

だから、その辺のつなぎについても含めて、部長、どげん考えですか。

福原茂建設部長

今、計画されているところを含めて、順次工事なり、用地取得をしていって先線も切れ目なく、やはり整備していく必要があると思っておりますので、必要な予算確保等を強く言っていきたいと考えております。

内川隆則委員

部長はね、鳥栖市の部長になったから。

他人事でね、このようなことを言っていってもらっては困るわけよね。

自分自身が、立場に立って、困っている状況にあるから、逆にそのことは求めていくような態度にしていただかないと困りますから。

そういう意味で私は部長に今、問題を振ったわけでありますので、ぜひそのことはきちんと受け止めていただきたいと思います。

松隈清之委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、質疑を終わります。

それでは、国道・交通対策課につきましては、退出をしていただきまして、暫時休憩いたします。

午後 3 時 8 分休憩

oo

午後 3 時 9 分開会

松隈清之委員長

再開いたします。

oo

所管事務調査

報告書のまとめ方について

松隈清之委員長

付託議案に対する質疑は終わっております。

あと、総括、採決を残しておりますが、委員会の所管事務につきまして、もうそろそろまとめに入りたいと思いますので、今日はひとつ開発行為に伴う接道整備補助事業について、まとめの方向性、こういった形で委員会としてまとめていきたいというところをある程度整理をしていきたいと思います。

資料は、前回頂いた概要とか見直しの方向性についてのそのままの資料でございますので、前回、そしてこのときにありました意見について、執行部何かあればいいですか。

槇浩喜都市計画課長

前回、幾つか御意見を頂きました。

用地費を含む整備費を補助全体を対象にしないと、全然インセンティブはないんじゃないかというようなこと。

それからもう、6メートルの接続道路を目指すべきではないかというようなこと。

それから、もう期限を定めて一時的にするほうが開発意欲を高めるんじゃないかとか。

あるいは面積に応じて、税収増を見越していろんな制度設計をしたほうがいいんじゃないかというお話を頂きました。

これに関しましては、私どももいろいろ検討を——検討というか考えをしているところがございますけれども、まだこれとって、はっきりとした回答はできない状況でございます。

以上です。

松隈清之委員長

そういう状況でございますけれども、この——1つずついきましょうね。

この補助対象を現行の補助対象からもっと用地取得費とかも含めて見直しすべきじゃないかという御意見ありましたけれども、委員会として、補助の対象自体はそこまで広げるようにしたほうがいいということであれば、そういった形でまとめていきたいと思っておりますけど。

委員さんについて、いかがですか。現行制度からの拡大の方向性として。

用地費も含めて補助の対象にしていったほうがいいんじゃないかということであれば、そういう方向で求めていきたいと思っておりますけど、どうですか。(発言する者あり)

整理しますね。

開発行為に伴う接続道路補助事業でございますけれども、市街化区域内において、今活用されていない低利用地・未利用地、そこはなぜかという道路がないので、そこが開発できない。

そういうところに道路をつけて、開発事業者が道路をそこに取付けて開発しようとする、当然、接道している土地に比べると事業費がかかると。それを促進するために、こういう上限300万円の補助金が鳥栖市でつくられたんですよね。そういう低利用地・未利用地の開発を促進するため。ただ、今に至るも実績がないと。

それは使い勝手が悪いんじゃないかということで、見直しの議論をしてまいりました。

今、補助の対象になっておりますのが、舗装工事費と側溝整備費。

ただ、これではもうメリットが多分ないので、もっと対象自体を拡大しなければ、この制度を使って開発をしてくれる事業者はいないんじゃないかということで、これまで議論の中で土地の取得とか、要は、今ほかの方が持ってあるところを買って、それでもやるとか、用

地代も見あげないと、なかなかそういう土地を開発する業者はいないんじゃないかという
ことで、土地の取得についても補助対象にすべきではないのかという議論がこれまでありま
した。

一つ言えることは、現状の制度では利用はまずないと。

これをほっておくとなかなか低利用地・未利用地、接続道路がないところに関しては開発
が進まないということでございますので、執行部としても、それでは趣旨に反するので、見
直し自体はやぶさかではないということをこれまでも言われていまして、そういう方向も幾
つか出ています。

あとは、委員会として一つ一つ見ていきますけれども、対象としては、今の舗装工事費、
側溝整備費だけじゃなくて、用地代も含めて見ないとなかなか開発が進まないんじゃないか
ということであれば、そういう方向性で委員会の中をまとめていきたいと思います。

いいですか。（「ちょっと待ってね」と呼ぶ者あり）

小石弘和委員

上限1件って言うことは、それは例えば、2つあれば600万円になるっていうこと？

松隈清之委員長

この1件は1つの事業として、1か所の事業ですね。これが今の上限です。

これ、また1個1個いきますね。

補助対象については、用地の取得についても、拡大していきべきじゃないかということ
で一定整理させてもらってよろしいですか。

この委員会として、執行部がどう考えているとかじゃなく。

内川隆則委員

いや、こういうことを言ってから執行部大丈夫ね。（発言する者あり）

松隈清之委員長

暫時休憩します。

午後3時15分休憩

oooooooooooooooooooooooooooo

午後3時17分開会

松隈清之委員長

再開します。

一つ一つ行きますけれども、まず、補助対象については、土地も含めて補助対象にしたほうがいいんじゃないかということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

次に補助金額なんですけれども、これにつきましては、多分、上と絡む部分も出てくると思います。舗装、側溝、これが多分土地が出てくれば、土地を例えば、評価額で見るのかどうか出てくると思うんですけど。

あと、もう一つがこの上限ですよ。これ、前回も申しあげましたけど、先ほど内川委員が言われたのも、多分近いんですよ。

例えば、もうぎりぎり1,000平米で開発するところと、3,000平米って開発するところでも、どちらも多分上限300万円とか行くと思うんですよ。場合によっちゃね。

ただ、そうなったときに、いや、1,000平米と3,000平米の開発で補助が一緒っていうのはどうなんだろう。

だから、要は鳥栖市としては、今まであんまりろくに税金が入ってきていないような低利用地・未利用地が開発されて、税収源になるっていうことであれば、より規模の大きな開発——要は税収の効果が高いものについては、その事業の開発の規模に応じて、私は、上限とかっていうか、段階的に、規模に応じた上限設定があってもいいんじゃないかなとは思っているんですけど、皆さんいかがですかね。

小石弘和委員

例えば、1,000平米以上、2,000平米以上、3,000平米以上という段階をつくると。1,000平米で、次は3,000平米以上で1件につき、例えば3,000平米の場合は500万円。

松隈清之委員長

もちろん、金額をここでは決められないですけど、要は開発規模に応じた補助の在り方があっていいんじゃないかということで整理ができれば、そういうお返しをしようと思っております。

小石弘和委員

そりゃ、そっちのほうが私はいと思います。(発言する者あり)

松隈清之委員長

細かく、具体的に幾らとかって言うつもりはないので、あくまで委員会としては、その方向性(「上限を上げるべきって意味」と呼ぶ者あり)上限を上げるっていうか効果に応じた——要は補助金を出す以上、効果が大きい開発なら、それは当然、将来的に入ってくる税収も多くなるんで。その効果に応じた補助の在り方があっていいんじゃないかとは思っているん

ですよ。

では、補助の金額については、今、上限が1件につき300万円となっておりますけれども、これにつきましては、開発の規模に応じた補助の在り方が望ましいんじゃないかという方向で整理をさせていただいてよろしいですか。300万円に限らずですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

次に、補助金額。

これは6メートル未満の整備に――今6メートルってなっているんですけども。これをどうするかなんですけど、基本的には6メートルぐらいないと、使い勝手のいい道路、緊急車両がスムーズに入っていけるっていうことにはならないんで。基本的には6メートルを維持すべきだと私は思うんですよ。

ただ、例えば、道路の一部ちょっと何か支障しているものがあるって、これはどうしてもどかせないというのまで、ここはもう6メートルないけん駄目っていうのはちょっと厳しいかなっていう部分もあるんで、原則6メートル。原則6メートルで、一部の区間でそこが達成されていなくても、そこは緩和するぐらいのことはあってもいいのかなと思うんですけど。

ただ、あんまりこれを6メートルなくていいよってなる、で、5メートルで造られるとやっぱり使い勝手の悪い道路になるんで、基本原則6メートル。で、頭から最後まできっちり6メートルでなくても、そこはケース・バイ・ケースで執行部が問題ないというようなケースがある。あんまりあれですか。

ただ、あくまで、今提言の方向性なんで。どうですかね、このぐらいの感じで。

内川隆則委員

市役所の税金使うなら、それは6メートルなからんといかんよ。6メートルないと車の擦れ違わんもん。

ただ、膨らめば膨らむほど、手前の土地の提供者が足元見るよ。

松隈清之委員長

そこは、開発業者のほうに頑張ってもらおうとして。

内川隆則委員

簡単に決められる問題でもないよ。

松隈清之委員長

そこは、最終的には執行部のほうで検討していただくとして、方向性として、委員会としては6メートルは原則と。

で、一部それが果たされん場合のところはあるのかもしれない、ぐらいいいですかね。例えば、もうここはどうしてもどうもできんとかある。あんまりがちがちにすると、それで

きないってことが出てくるんで。

じゃあ、一応そういう形で整理をしたいと思います。

あとは、期間ですよ。

考え方としてはどっちもあると思うんですよ。

集中的にやりたいと、期間を決めてですね。

ただ、いわゆるこの計画から実施までに一定の期間がかかるんで、あんまり期間を絞ってしまうとそこが補助の対象にならないってところがあるってことなので、どっちもあるんです、いいところも多分ある。

例えば、10年ぐらいをめどにして、その時点で鳥栖にまだ低利用地・未利用地が残っているということであれば期間延長してもいいと思うんですよ、まだまだあるんなら。

ただ、もう一定整理がついて、実質的にそれを使うようなことがなくなるのであれば、もうそれは補助金としての役割がなくなるので。

ただ、初めから無制限にあるってなると、開発のスピードが出ない可能性もあるんで。

一定——10年程度、それは15年なのか——それはいいですよ、皆さんの御意見お聞きしますけど。

10年とか15年とか期間を一定決めて、その後、必要があれば延長するというような考え方ではどうですか。（「10年で」と呼ぶ者あり）

じゃあ、一定、ここは10年を一つめどにして、必要があればさらに延長するというような方向性で整理をしたいと思います。

一応、今の現行制度に対する見直しの方向性というのは整理ができましたので、これで具体的な部分は、今後、また文言とかを整理していきたいと思います。

西依義規委員

これって、1年間にぼんぼん出たら補正とかで今の予定ではするやつなんですよ。何件出てもするんですよ。

槇浩喜都市計画課長

今、現況予算で300万円つけてさせてもらっているんですけども、複数出た場合は財政課と相談して補正のほうでいかないとというところがございます。（発言する者あり）

松隈清之委員長

恐らく、計画から予算までは多分ちょっと時間があるので、いきなりぼんと出てくることはないと思うんですよ。

いつその補助金を払うかとタイミングもあるんでしょうけど。

だから、相談から聞いていけば、多分ある程度予算措置ができるぐらいの時間的余裕はあ

ると思います。

開発行為に伴う接道補助の見直しについての方向性は以上のような形になりますが、あと残っているのが雨水対策。

雨水対策については、実は担当課が今、雨水対策のメインは国で言えば流域治水になっているんですけれども。

これになりますと、言うたら単に河川だとか水路ということに限らず、例えば、今回も出たため池だとか、あるいはその公園で雨水浸透させるようなものとか、結構多岐にわたったメニューが出てきます。

むしろ、そういう多岐にわたったメニューをしていかなければ、雨水対策は多分できないと思いますんで。

一定、たたき台を正副委員長で整理して、ある程度皆さんにお見せして、担当する皆さんに来ていただいて、進めたいと思います。

それを七、八月までにやりたいと思いますんで、そういったことで正副委員長にお任せいただけますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

あと、道路はなかなか執行部に提言をしても、先ほどありましたけど、国道3号の早期完了と以南のほう、今のやつより以南のほうの整備とかっていうのは、今後も恐らく国とかに働きかけをしていかなきゃいけないと思いますんで。

これにつきましては、そういう働きかけをしていくこと、というようなことにしか多分ならんと思いますけど、道路関係はそういうことでよろしいですかね。

あと、もう一個、協働の道づくり。協働の道づくりも今あるやつをベースに整理をしていきたいと思います。

調整区域はちょっと……、市街化区域でいいですかね、取りあえず。市街化区域については、一つの整理の仕方としてはさっき言った接道補助。

でも、これだけで全てができん場合もあるし、場合によっては市が主導的に道路を入れるっていう手法もあると思いますよ。それはどうですかね。

要は、事業手法として民間の活力でやっていくっていうのが、先ほどの接続道路の補助なんですけど。

一方では、市が主導的に道路入れるとかっていうこともあると思うんですけど、これは皆さんどうですか。

そういうのも積極的にやるべきだということであれば、そういうのも提言しますけど。(発言する者あり)

全部じゃないですよ、全部じゃなくて。

民間開発が向くところもあれば、場合によっては、ここは市が入れたほうが、例えば、もっとスムーズにいくんじゃないかっていうところ、選択肢の一つです。

手法の一つとしてそういうのをやるべきだっていうことであれば、その中に盛り込みますけど。

西依義規委員

以前出したんですけど、例えば鳥栖市の道路整備計画っていうものをつくって、そこで、そういう市の道路を入れるとか、都市計画道路とかいうのをっていう先陣をするっていうふうに整備計画つくったらどうですかっていう提言でいいのかなと思うんですけど、いかがですか。

松隈清之委員長

道路の計画で整理をすると、まず、全体的な道路の問題があると。

それは、今言われたような道路計画の問題で、もう一個はさっき言った低利用地・未利用地の開発を促進する手法としての道路。

先ほどの接続道路の補助金とか、道路の新設とか。

で、道路全体の道路整備については、これまでも委員会で長期的な計画をつくれということをお願いしてきましたけど、それは、また提言の中に盛り込む感じでいいですか。

長期的な道路計画の必要性という……（発言する者あり）ちょっとそれ、マイク入れてもらいましょうか、大事なことなんで。

齊藤正治委員

市街化区域内の農地を開発されるようにするのは、役所の責任を持って開発するようになるんじゃないんですか。

誰が、どこに責任は……。民間ですか、どっちですか。

榎浩喜都市計画課長

我々も市街化区域と調整区域ということで、市街化区域は開発を促進する都市的な土地利用をするための線引きをしておりますので、開発の促進が最も望ましいことではあるんですけども、やはり、私有地というか、個人さんの土地の利用とかもありますので、その分については、今まではずっと民間のほうで主導でいただいております。

その責任については、私もお答えはしづらい部分であります。

齊藤正治委員

曖昧な答弁じゃなくって、きちんとしたものを調べて回答してください。どこに責任があるのか。

そのために都市計画税とか何かいろんなものを取っているわけで。

そして、その市街化区域を市街化として決めたわけだから。

だから、100%、今日あった開発行為に伴う工事はそれに伴って、そういったものが発生するかもしれないけど。

基本的に、やはり、幹線道路。市道のそういった基本的な道路については、私は市が当然やるべき話だと思っているけど、私が間違っていたらいかんけんが、確認した上で回答をしてください。

その上で、また委員会でどうするかちゅうのは、考えていただくことになるでしょうから。

松隈清之委員長

では、それは採決後でよろしいですか。

じゃあ課長、採決後までにそこら辺整理して、御答弁頂けますか？

榎浩喜都市計画課長

この道路というのは、要は開発ができないような、今、お話やっているんです。

接道が満たしていないところの部分について、市のほうで、積極的に……。

松隈清之委員長

今言われたのは、要は市街化区域内の低利用地・未利用地があるじゃないですか。農地って言うほうが一番分かりやすいけど、農地があるとするじゃないですか。

それをそのまま放置しとっていいのかと。そこを開発する責任はどこにあるのかっていうのを調べて言っていたらいいかな。

齊藤正治委員

基本的に道路があるわけですね、現実には。開発できない4メートル以下の道路が。

だから、2項道路とか、いわゆるそういうものもあるでしょう、それよりも狭いのあるでしょう。

だから、そういったものを、やっぱり通っているやつを4メートル以上にするっていうのは、当然、市街化区域としてはせないかん話だろうと思うんですけどね。

だから、そこをやっぱりきちんと、いや、もうこれは民間でせにゃいかんですよって言うんやったらそれはそれでもいいけど。

だけど、どっちが開発行為をする——開発されるようにはやっぱりしてやらにゃいかんのじゃなからうかと私は思いますけどね。（発言する者あり）

松隈清之委員長

そうしたら、ちょっとそれは調べていただくとして。

また1個、次の段階の話というか、既存の道路で、既存集落の道路で6メートル未満の道路について、これはずっと6メートルまで拡幅をしていく責任が市にあるんじゃないかということになる、多分すごく広がってしまうんで。

ただ、将来的には、例えば、そこの建物が老朽化して建て替えのタイミングになったときには建て替えられないっていうところが出てくるとしたら、それはそれでまた問題になるころではあるんで、問題意識は持っとかないかんと思うんですよ。

委員会として今回の提言に、今言われたようなやつも盛り込むかどうか。

要は、既存の——いっぱいあると思うんですよ、僕の地元にもあります。

4メートル未満の道路は、市の責任で4メートル以上にしていってということを、どこまで提言で求めていくのか。

内川隆則委員

市街化区域の中の農地を誰が責任を持って促進させるのかという……。

松隈清之委員長

そっちは今さっき話しましたね。

そっちでいいですか。(「そっちでいい」と呼ぶ者あり)(発言する者あり)

農地がってこと。(発言する者あり)

分かりました。パターンとして、まず、細いところが4メートル未満の道路があるけれども、そこは開発できない。

そこを広げて、民間でそこを用地取得して広げる開発に今回、補助金のメニューをこうしたらいいんじゃないかという話をしていますけど。

そこを、民間じゃなくて市が見られるようにするべきじゃないかっていうお話ですかね。

内川隆則委員

そげんなくてくっと、今までの開発が民間任せにしとったやつを市がしましよっていうふうに切り替えるならば、今まで不動産屋がこげんしてしたことに対しては、どれだけ責任取ってくるっかつちゅうふうな話に蒸し返されるような可能性もある。

松隈清之委員長

いずれにしても、例えば市が道路を造るとしても、その後開発してくれる担保がないとなかなか道路造れないんですよ。

だったら、もうセットでお金を払って、市が道路を造らんでも開発をしてくれる業者に6メートル分お金払ってやってもらったほうが確実じゃないですか。

だって、道路だけ造っても、その後誰かがそこを開発せんと、誰も使わんなら無駄な道路になっちゃうんですよ。

西依義規委員

1,000平米未満やったら、家の前だけ4メートル下がればいいですよね。

以上やったらそこにたどり着けないかんけど、未満の場合はもう我が家の周りだけしとけばいいですよね。

内川隆則委員

真ん中から測って、真ん中のところから2メートル下がればよか。

西依義規委員

1,000平米買えるけど、これ山浦とか800平米しか買わんで開発するんですよ。

そうしたらそこまでいかんでいいと、そういうことですよ。

これ、ずっと4メートルたどり着けんばいと思ったら。(発言する者あり)

松隈清之委員長

ちょっと、今のはもう一回協議しましょうかね。(発言する者あり)

調整区域だと、既存宅地じゃないと多分無理なので、一旦、市街化区域内に話を整理しましょう。

まず、市街化区域内の農地等の開発が促進されるような手法として、提言を執行部にするというので。

西依義規委員

市の考え方が、市街化区域の農地を全てゼロにせないかんっていう方針があるんですか。

ところどころ農地はあってもいいよ、できるだけ市街化区域は市街化にしなさいっていうふうな……。

内川隆則委員

この市街化区域を広めるならば、既存の市街化区域は農地がたくさんあるじゃないですか。

だから、そこが先決じゃないですか。

だから、市街化区域の拡大なんてできませんよっていう返事が来るわけたい。

西依義規委員

やけんゴールはそっちなんでしょう。

だから、拡大がゴールであって、そのために農地を減らそうとしている。

松隈清之委員長

もちろんそれもあるし、基本的に市街化区域は市街化されるべきだから市街化区域になっているわけですよ。

そのために、責任は別ですけど、基本的に誘導しているわけですよ。税金を上げたりして。

そこがいつまでも農地のままでいいという意味ではそもそもないし。(発言する者多数あり)
〔「今休憩じゃないですよね」と呼ぶ者あり〕休憩じゃないです。

だから、議論は残しておきたいんで、マイクを使って、ぜひお願いします。

古賀和仁委員

すいません、市街化区域なんですけど。基本は、まず市街化区域の人は、都市計画税0.2%を年間払っていると。大体6億円ぐらいね。

一番最初これ出来たときに、インフラ整備のための目的税だと。

インフラの中の下水道はと言われたらそっちを先にやりますよ。

だから、それが終わった後は、道路というふうな答弁をしてあったんですよ。

だから、今ほとんど下水道が終わっているけんね。

そんならば、やっぱり言われるように市街化区域内の狭い道路については、生活道路については、非常に広げるべきじゃないかと。

これがやっぱり大きな基本です。

その中で、できないところをさっきからいろいろやっていたからね。

だから、このところはやっぱり基本として、危機感を持っていただきたいと。

内川隆則委員

だから、今、齊藤議員が言っている話は、今までのこのテーマの議論から少し幅が広がってしまっとなが、ある程度その辺はまた別に起こしていかんと、大変大きな問題だろうと思う。

ついでに、私が、齊藤議員がこの話を前回したときにストップかけて今日のテーマはそうじゃないじゃないですかというふうに言った、現在でも狭隘な道路があると。

4メートルはあるけど、歩道もなく、子供たちが困って通っているような道路もあると。

この辺については、これから先どうするのかというふうなことについて、一定程度、その話は整理をされたと思うから、その話も加えて今日の整理にしてもらいたいというふうに思います。

松隈清之委員長

その辺の話っていうのは大きく、そこら辺の整理とかもしていくべきだという程度にとどめる感じでいいですか。ちょっと広くなり過ぎるんで。

齊藤正治委員

基本は、要するに市街化区域はどういうもんかっていうと、おおよそ10年以内に開発される見込みがあるところっていうのはきちんと決まってるんですよ、これは。

だから、そういったことを踏まえて、やはりもう40年、50年もあるから、そういったとこ

ろを見直さないかんののはさっさと市街化区域を見直しゃあいいけど、県がそういうことをせん。

でも、何回も言いよったけど、全然しない状況であるということはあるけど。

だけど、このまま放置しておくわけにはいかんけんが、やっぱり開発は——今の時点で開発されるようにするためには、もう市がするしかないというようにしか私は思っていないけど。

そういうことでございます。

松隈清之委員長

市がするしかないっていうのは、今の補助金も実績がないということでそういう声が出るのも……。

だから、市がしなくてもいいような制度をつくっていきましょうという方法を今やっておりますんで。

内川隆則委員

今の齊藤議員の話は昔、千葉とか埼玉で田んぼに下水道とか水道とかも通してしまって、田んぼでつくりよったような状態があったわけよ。

だから、その後どういうふうな制度に変えたのか。

税金を宅地並みにきちんと取ったのかどうか、その辺のやり方で促進したような時代もあったわけ。埼玉とか千葉に。

だから、その辺の例も含めて研究すつとよかろうと思います。

松隈清之委員長

では、どうしましょう。

委員会として、あくまで我々が協議して執行部にお尋ねしますけど、我々としてこうすべきじゃないかっていう方向の提言をしますので、盛り込むべきっていうことで皆さんが一致すれば、そういうことも盛り込みます。

ただ、余りにも盛りだくさんになり過ぎると、ちょっと印象が薄れてしまうのかなというところもありますんで、今日、ここの整理と、あと、正副委員長にお任せいただける部分もありますんで。

一旦、この方向で整理をして、また7月、お時間を取りたいと思います。

また日程が決まり次第、御案内をしたいと思っておりますんで。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、遅くなりましたけれども、(「現地」と呼ぶ者あり) 現地決まりましたか、副委員

長。

西依義規副委員長

2つ案があって、1つは、産業団地の味坂スマートインターチェンジの調査委託料があったんで、あちらの感じを見るか。

先ほど、市民体育館の障害者の話があったんで、やっぱり現地に行って段差とか距離とかを見たらどうかなって言う2つの案がありますが。（「1個に」と呼ぶ者あり）

1個にしますか。どちらに行きます？（「市民体育館」と呼ぶ者あり）

じゃあ市民体育館の図面を見ながら歩いたりしますんで、ぜひ月曜日、よろしくお願ひします。

松隈清之委員長

ただいま副委員長のほうから現地視察の御案内ありましたので、10時から現地視察と。

で、自由討議、何か委員のほうで自由討議の議題をお持ちの方いらっしゃいます？ないですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

一応、再度そのときには確認しますが、今のところないということですね。分かりました。

oooooooooooooooooooooooooooo

松隈清之委員長

これを持ちまして、本日の委員会を散会いたします。

午後 3 時 45 分散会

令和3年6月21日（月）

1 出席委員氏名

委員長 松隈清之

副委員長 西依義規

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 内川隆則

委員 古賀和仁

委員 飛松妙子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 宮原信

商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長 古沢修

商工振興課長補佐兼商工観光労政係長 樋本太郎

農林課長 森山信二

農業委員会事務局長 庄山裕一

上下水道局次長兼管理課長 古賀和数

上下水道局管理課長補佐兼総務係長 三橋秀成

上下水道局事業課長 日吉和裕

建設部長 福原茂

建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長 三澄洋文

建設課庶務住宅係長 安永伸也

建設部次長兼維持管理課長 大石泰之

都市計画課長 槇浩喜

国道・交通対策課長 佐藤正己

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 赤司和広

5 日程

現地視察

市民公園（宿町）

議案審査

議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案乙第18号令和3年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第4号）

議案乙第19号令和3年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第3号）

[総括、採決]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

まず、やっぱりこの20メートルっていうところがちょっと遠いかなっていうところがあった。

あと、今日文化会館の近くの身障者の駐車場のところは確認ができなかったんですけど、もうちょっと近くできないかなっていうのだけ感じましたので、もし再度検討ができるようであれば、御検討をお願いしたいなと思います。

以上です。

松隈清之委員長

ほかにございますか。

西依義規委員

私も同じ市民公園の件ですけど、モニュメント広場がどうかっていう話で帰りに委員長と話しながら帰ってきたんですけど。

やっぱり、具体的イメージがついた形で広場を造られたほうがいいかなと。

例えば、イベントをするときに使い勝手がいいような広場にするとか。

これだったら、多分夜の公園であそこでくつろぐスペースという想定。

ただ、夜の公園であそこに人が、誰が行くかっていう、夜にですね。

だから、やっぱりもうちょっと、どういうために何をするかっていうのを考えてほしいのと、多分オリンピックとかも一緒でしょうが、国スポ・全障スポが終わった後ここをどうするかちゅうところも考えると、広々駐車場は造ったものの、あれ1回こっきりやった。じゃなくて、せつかく整備するんであればこのモニュメント広場の設計で生きてくるのかなとちょっと思ったんで。

ぜひ、まだかっちり決まってないんであれば少し——例えば、何月の何のイベントに——想定があれば、既にそれに合わせた設計のほうがいいかなと思いました。

もう一点は建設経済なんで経済部のほうに、議案外ですけど、新型コロナウイルス、そろそろ収まっているところですけど、やっぱり事業者への支援が僕はまだ足りないかな——1回鳥栖市としてされたんですけどそれっきり。応援券は2回されてるんで。

ほかの自治体で、しっかりそういった飲食店以外にも手厚く応援的な事業支援もされてるところもありますんで、常に検討していきながら、やっぱり鳥栖市の事業者を少し支援はしていただきたいなと思います。

以上です。

松隈清之委員長

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

では、総括を終わります。

〰〰

採 決

松隈清之委員長

これより採決を行います。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

松隈清之委員長

初めに、議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）についてお諮りいたします。

本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分は原案のとおり可決されました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

議案乙第18号令和3年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第1号）

松隈清之委員長

続きまして、議案乙第18号令和3年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第1号）についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

議案乙第19号令和3年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第1号）

松隈清之委員長

続きまして、議案乙第19号令和3年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第1号）についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

松隈清之委員長

以上で、当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

本日議決した本案に対する委員長報告の作成等につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

松隈清之委員長

以上で、全ての日程が終了いたしました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会いたします。

午前11時散会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会建設経済常任委員長 松 隈 清 之

